

リアリスティック導入講義

会社法・商業登記法の全体像

辰巳法律研究所

松本 雅典 専任講師

辰巳法律研究所

— 第 1 編 —

会社法の世界
Companies Act

第1章

会社法とは？

会社法の1つ1つの規定に入る前に、この第1編で会社法の世界を概観しましょう。大きな視点で会社法の世界を見ることで、みなさんの頭の中に知識を入れるボックスができます。この第1編は、知識を入れるボックスを作るためのものです。

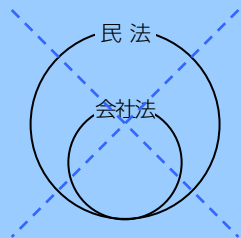
1 会社についての法

「会社法」というくらいですから、会社法は会社についての法です。「会社」には、株式会社、合名会社、合資会社および合同会社の4つがあるのですが（会社法2条1号）、最初のうちは株式会社でイメージしてください。株式会社にお勤めの方も多いと思います。もしかしたら有限会社にお勤めかもしれませんが、有限会社も株式会社の一種です（整備法2条1項）。

会社についての法なのですが、会社法で定められているルールに、会社の従業員についてのハナシはほとんどありません。会社法で定められているルールは、会社の作り方、株式、組織、経営陣など、従業員からするとちょっと遠いハナシです。

— Realistic 1 会社法は民法の特別法か？ —

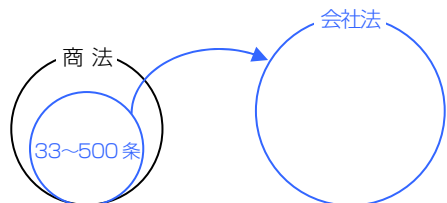
同じ事項について規定がある場合に、優先して適用される法令を「特別法」、特別法がない事項について適用される法令を「一般法」といいます。「会社法は民法（一般法）の特別法である」と説明されることが多いです。しかし、（正解があるわけではありませんが）あまりそう考えないほうがいいです。実は、会社法には、民法の特別法となっている規定がほとんどないんです。民法とは少し距離を置いて学習していったほうがいいです。



2 会社法の制定・改正

1. 制定 — 平成17年

会社法は、平成17年7月に商法が改正されてできた法律です（施行は平成18年5月です）。その最大のテーマは、**規制緩和**でした。当時は、小泉さん・竹中さんが政権を担って



いた時代ですからね。「規制緩和」とは、それまで以上に会社の自由度が上がったということです。これは、色々なところに現れています。

2. 改正 ―― 平成 26 年

会社法は、平成 26 年 6 月に一部が改正されました（施行は平成 27 年 5 月です）。それなりに多岐にわたる改正でした。この改正は、改正事項を以下の 4 つに分類して捉えることができます。

①大企業のコーポレート・ガバナンスの改正

平成 17 年の会社法制定後、大企業の不祥事が相次ぎました。社名は挙げませんが、ニュースで聞かれたことがあると思います。この大企業の不祥事の対策として、コーポレート・ガバナンスに関する改正がされました。「コーポレート・ガバナンス」とは、「企業経営の仕組み」「企業統治」などと訳されますが、簡単にいうと、「どのような組織で企業を運営していくか？」といったことです。

ex. 監査等委員会設置会社（P478～492）の創設（会社法 2 条 11 号の 2）

②親子会社関係の整備

会社法制定時から親会社と子会社の関係の規制には問題があるといわれており、その課題が残されたまま（手をつけないまま）会社法は制定されました。平成 26 年にやっとその改正がされました。

ex. 特定責任追及制度（Ⅱのテキスト第 6 編第 4 章²⁾）の創設（会社法 847 条の 3）

③その他会社法施行後に浮かび上がった問題点の改正

上記①および②以外にも、会社法には問題点がありました。そこで、「その問題点も一緒に改正しちゃおう」ということで一緒に改正されました。

④できる限り各制度の規定を統一

明確な理由なく制度ごとに規定が異なるものがありました。法律の不備です。平成 17 年は「何でもぶち壊せ」の時代でしたから、急いで会社法が作られました。だから、不備がけっこうあったんです……。その不備が直り、各制度の統一がされました。

第2章

個人事業主と法人

個人事業主と法人の違い、わかりますか。個人事業主は試験では出ません。しかし、この第1編は会社法の世界を見渡すことが目的なので、視野を広げて、個人事業主と法人の違いから考えてみましょう。

登場人物

全体像を説明する第1編・第2編では、以下の登場人物が出てくる物語も挟みつつ説明をしていきます。

- ・資産太郎：資産はあるが、事業のアイデア力や経営能力はない70代の資産家
- ・秀英一郎：資産はないが、事業のアイデア力と経営能力はある20代の青年

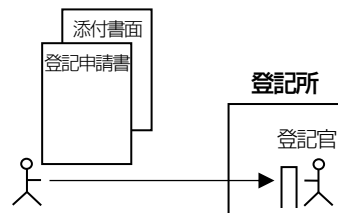
1 個人事業主

大学生である秀英一郎は、自宅でスマホのアプリの開発をしていました。それなりに収益も上がるようになり、従業員として同じく大学生である後輩を何人か雇う余裕まで出てきたため、秀英一郎は「就職するよりも、この事業で食っていこう」と考え始めました。

このような経緯で事業主になることがあります。この秀英一郎は、事業の年商が100億円だろうが、従業員を1万人雇おうが、丸の内にビルを建てようが、株式会社などになる手続（登記など）をしなければ、個人事業主です。つまり、「個人事業主と法人の違いは？」という問の答えは、株式会社などになる手続（ex. 次のページの登記）をしているかしていないかなのです。個人事業主の例としては、以下のような者が挙げられます。

ex. 八百屋、理容室、司法書士、予備校講師

次のページの登記は、「商業登記」というものです。商業登記は、会社などの基本情報を公示するものです。不動産登記法でも出てきた登記所に、申請書、添付書面などを提出します。そして、登記所にいる登記官が審査をし、問題がなければ登記が作られます。今は、このようなザックリとした理解で構いません。



商業登記も、登記所ごとに管轄があります。登記所は、管轄内に営業所がある法人などの登記のみを扱います（商登法1条の3）。東京23区でいえば、大雑把にいうと、

区ごとに1つ登記所があります（複数の区を管轄している登記所もあります）。

実際の書面を見てみよう1 ―― 株式会社の登記事項証明書

履 歴 事 項 全 部 証 明 書

横浜市
株式会社

会社法人等番号	
商 号	株式会社
本 店	横浜市
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成25年2月5日
目的	1. 講師の委託業務 2. 講師のスケジュール管理及びマネジメント 3. 講演 4. コンサルタント業務 5. 書籍の執筆、監修及び校正 6. 教材作成、監修、校正及びその委託業務 7. 前各号に附帯する一切の業務
発行可能株式総数	3000 株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 300 株
資本金の額	金 300 万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならぬ。
役員に関する事項	取締役 松 本 雅 典
	横浜市 代表取締役 松 本 雅 典
登記記録に関する 事項	設立 平成 25 年 2 月 5 日登記

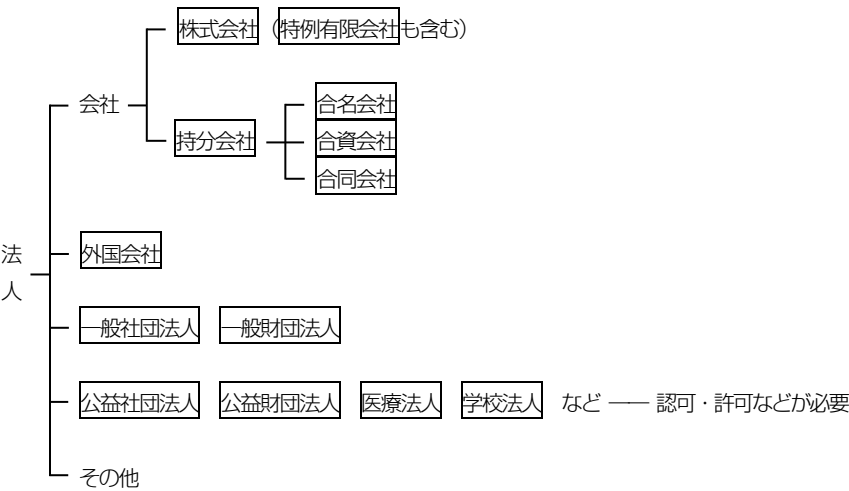
この登記は、実は私が経営している株式会社のものです。自宅の住所がわかってしまう（ことにつながる）部分を黒塗りにしている点は、ご了承ください。予備校講師は、通常は個人事業主なのですが、私はちょっと変わっていて、株式会社を作って講師の仕事をしています。

2 法人

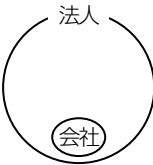
株式会社などになる手続（ex. 前ページの登記）をすると、法人となります。たとえば、秀英一郎がリアリスティックジャパン株式会社を作ることにし、その登記をすれば、法人ができます。「リアリスティックジャパン株式会社」という新しい人が生まれるんです。法人は「法」で特別に認められた「人」なので、権利能力を有します。

—— 民法 I のテキスト第2編第2章第1節2②

法人には様々なものがありますが、主要なものを挙げてみます。



会社は法人の一種にすぎず（会社法3条），このように会社以外にも多数の法人があります。



1 会社

法人の一種である「会社」は、株式会社（特例有限会社も含まれます）と合名会社・合資会社・合同会社（これら3つを「持分会社」といいます〔会社法575条1項かつこ書〕）のことをいいます（会社法2条1号）。このように4つあるのですが、株式会社が最もよく出題され、最初に学習するので、まずは株式会社でイメージしてください。

では、「会社」とはなんでしょうか。一般的な会社のイメージは、「高校や大学を卒業して入るところ」だと思います。しかし、法的には、以下のように定義されます。

会社：「営利性」（下記①）「社団性」（下記②）「法人性」（下記③）のある団体（営利社団法人）

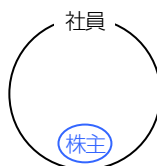
① 営利性

会社とは、そもそも効率的に金儲けをすることを主眼として作られたものです。つまり、個人の資力や能力などでは限界があるので、会社という組織を作り、より効率良く金儲けをするわけです。そして、会社の持ち主である社員（株式会社の場合は株主）に利益（剰余金など）を分配します（会社法105条1項1号、453条、621条1項）。

会社法の裏には、この営利性があることを意識してください。

「社員」とは、「社」団の構成「員」（メンバー）のことです。株式会社の場合は、「株主」といいます。法人の持ち主であると捉えておけばOKです。

*日常用語でいう「社員」とは異なるので注意してください。日常用語でいう「社員」（従業員）は、法的には「使用人」「被用者」などといいます。



② 社団性

「社団」とは、共通の目的を有する人の集まりであるということです。ただし、合資会社を除いて、「一人会社」いちにんがいはしや（社員が1人の会社）も認められるため、社団性があるとはいい難い会社もあります。私の株式会社も、一人会社です。しかし、いつでも社員が複数になり得るので、潜在的には社団であるといえます。

③法人性

これは、民法で学習した「権利能力」のハナシです。会社は法人ですので（会社法3条）、独立した権利義務の帰属主体となることができます。—— 民法Iのテキスト第2編第2章第1節①、②② 秀英一郎がリアリスティックジャパン株式会社を作り、株主も代表取締役も秀英一郎のみであったとしても、秀英一郎が代表者として締結した契約は、秀英一郎ではなく、リアリスティックジャパン株式会社がした契約となります。

2 法人格否認の法理

1. 意義

上記①③のとおり、会社には法人格があり、会社の行為は、社員（株主など）の行為とは区別されます。よって、たとえば、会社が負担した債務は、会社の債務であって、社員の債務ではありません。

しかし、特定の事案の解決のために、会社の法人格を否認し、会社がした行為が社員がした行為とされることがあります（最判昭 44.2.27）。これが、「法人格否認の法理」です。会社法には規定がなく、判例で認められた法理です。

2. 趣旨

明らかに法人格を悪用している、たとえば、社員が本来は自分が負担すべき債務であるにもかかわらず、会社に負担させ、「法人が責任を負うから、私は責任を負いません」と言って逃げている場合があります。このような場合に、社員に責任を取らせて債権者を保護しようとするのが、この法人格否認の法理です。

3. 要件

以下の①または②の場合に、法人格が否認されることがあります（最判昭 44.2.27）。「 」にしたワードがキーフレーズです。空欄補充問題であれば、空欄になると思われれます。

①法人格がまったくの「形骸」にすぎない場合

ex1. 会社と社員の財産の区別がついていない場合、会社の法人格が否認され、社員が責任を取らされることがあります。会社の預金と社員個人の預金は別物なのですが、ゴチャゴチャになってしまっていることがあります。

ex2. 親会社の子会社を現実的に支配し、親会社と子会社の間の会計区別が欠如している場合、子会社の法人格が否認され、親会社が責任を取らされることがあります。

親会社と子会社の定義は P21 の 1.で説明しますが、親会社は子会社の株主であって、親会社と子会社は別会社です。しかし、実際には違いがなく、実質的には 1つの会社である場合があります。

②法人格が法律の適用を回避するために「濫用」されている場合

ex. 強制執行を免れるためや財産隠匿のために会社を設立した場合、会社の法人格が否認され、社員が責任を取らされることがあります。

法人格は、団体が権利主体と認めるに値する場合に、国から与えていただくものです（強調するためにあえてへりくだった言い方をしています）。与えていただくにふさわしくない上記①または②の場合には、否認されるべきなのです。

ただ、法人格否認の法理は、慎重に使われるべきだと考えられています（最判昭 49. 9.26）。「法人と社員は別人格である」という原則をひっくり返すことだからです。民法 1 条と同じく、最後の裏ワザ的な位置づけなんです。—— 民法 I のテキスト第 2 編第 1 章

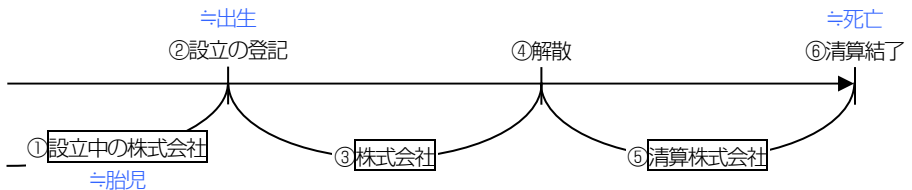
第4章

株式会社とは？

この第4章からは、会社（P7）のうち「株式会社」に絞ってみていきます。

1 株式会社の一生

まず、株式会社の一生を概観しましょう。



上記の図の青字は、「自然人（人間）でいうと」ということです。

人間でいうところの出生が設立の登記（上記②）です。出生の前の胎児の状態が、設立中の株式会社（上記①）です。

人間の場合は借金や財産を残して死にますが、株式会社はダメです。債権者や株主への責任がありますので、すぐには死なせてくれないんです（上記④）。債権者に債務を弁済したり、株主に残った財産を分配したりして（上記⑤）、やっと死ぬことができます（上記⑥）。

2 株式会社はどのようにできたか？

1. そもそも株式会社 —— 所有（資本）と経営の分離

資産太郎は、70代の資産家で資産はありますが、経営能力はありません。

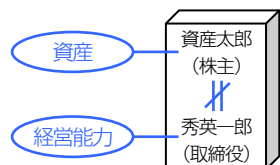
秀英一郎は、20代なので資産はありませんが、どんな企業も考えつかなかったスマホのアプリを開発するなど経営能力はあります。

事業は、資産と経営能力が合わさって効率良くお金を生み出します。しかし、資産太郎と秀英一郎がバラバラでは、効率良くお金を生み出せません。

そこで、「これらを組み合わせてみよう」ということでできたのが、株式会社です。

資産太郎は、出資をして株主となります。

秀英一郎は、経営をします（取締役といわれる経営者）



となります)。

会社法を見る重要な視点

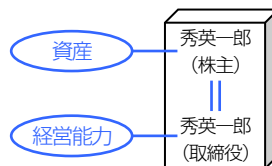
「効率良くお金を生み出す」というハナシが出てきましたが、会社法は、民法と異なり、法律的な視点だけでなく**経済的な視点**も含めて創られた法律です。つまり、「法をいかに守るか」(法律)ということと、「いかに効率よくお金を生み出すか」(経済)という争いの中にある法律なのです。

法律 VS 経済

2. 現実のほとんどの株式会社 —— 所有（資本）と経営の未分離

上記1.のように設立される株式会社が、本来の株式会社です。ですが、現実には、上記1.のような構造で存在している株式会社は、かなり少ないです。上場企業のすべておよび非上場企業の一部には、上記の構造が当てはまります。

しかし、それ以外の日本に存在するほとんどの株式会社が、「株主（出資者）＝取締役（経営者）」です。秀英一郎が、自分で出資をして株主となり、経営もします(取締役となります)。私の株式会社も、このパターンです。私の株式会社のような中小企業に出資してくれる人なんて、いませんから……。



つまり、ほとんどの株式会社が、所有（資本）と経営が分離していないわけです。

上記1.の「そもそもの株式会社」と上記2.の「現実のほとんどの株式会社」をイメージ図にすると、次のページのようになります。

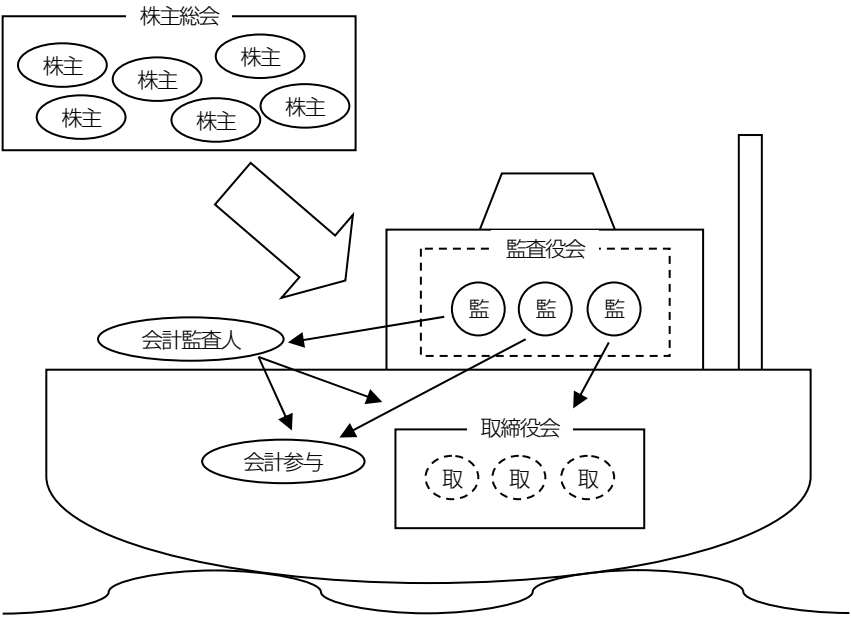
*監査役会や会計参与など他の機関も掲載していますが、それらは第3編第3章で説明します。今は、株主と取締役のみをご覧ください。

このテキストでは、株式会社を船にたとえて考えていきます。株式会社という船が、経済社会を航海していきます。株主が出資をし、船の大枠（目的地、乗組員を誰にするかなど）を決定します。取締役が乗組員となり、実際に船の舵^{なう}をとりま

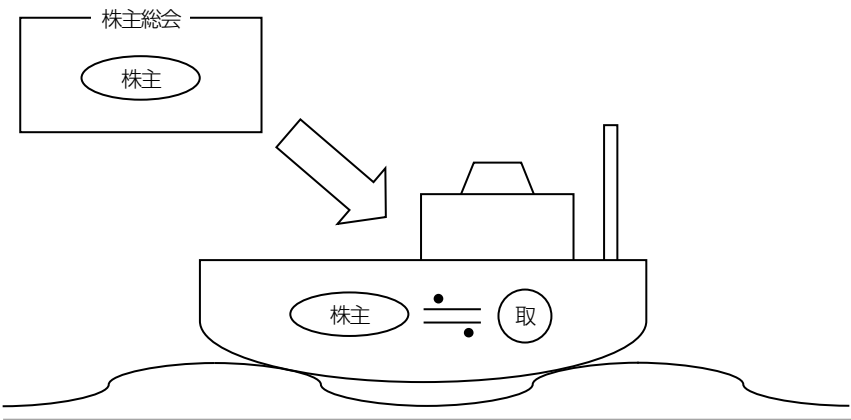
上記1.の「そもそもの株式会社」は、株主が船の大枠を決める、取締役が船の舵をとる、ときちんと役割分担がされています。

それに対して、上記2.の「現実のほとんどの株式会社」は、株主が船に乗っています。

【そもそも株式会社】（上記1.）ex. 上場企業



【現実のほとんどの株式会社】（上記2.）ex. 中小企業



*以下、③→④→⑤→⑥→⑦の流れを意識することが極めて重要です。

3 間接有限責任（株主の責任）

1. 意義

資産太郎は、秀英一郎の事業に 1000 万円を投資しようと考えています。しかし、資産太郎に「秀英一郎の事業が失敗したら……」という不安がよぎりました。秀英一郎の事業が失敗し、たとえば、秀英一郎が経営しているリアリスティックジャパン株式会社が10億円の負債を抱えた場合（法人ですからあり得ます）、出資者である資産太郎は10億円の負債の返済をしなければならないのでしょうか。

ご安心ください。会社法には、以下の条文があります。

会社法 104 条（株主の責任）

株主の責任は、その有する株式の引受価額を限度とする。

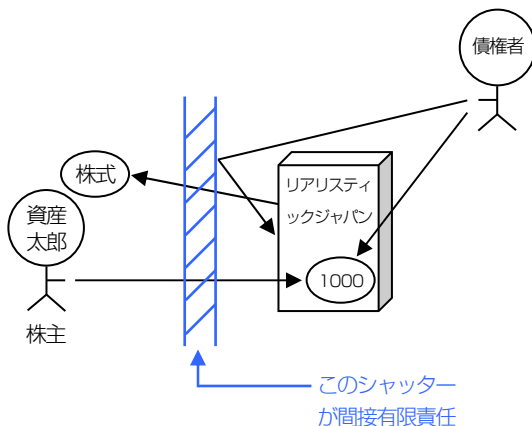
これは、株主の責任が間接有限責任であることを定めた条文です。「間接有限責任」とは、株主は、株式会社の債権者に対して、株式の引受価額を限度としてしか責任を負わないということです（会社法 104 条）。簡単にいうと、責任は出資した額がゼロになって終わりということです。

これは、右の図でイメージしてください。この図が

極めて重要です。資産太郎

は、1000 万円の出資をする
と、株式を取得します。この
とき、資産太郎とリアリス
ティックジャパン株式会
社の間にシャッターが下り
ます。このシャッターが間
接有限責任です。債権者は、
リアリスティックジャパン
株式会社にある1000万円か

ら債権を回収することはできます。しかし、シャッターがあるため、資産太郎から債権を回収することはできません。資産太郎に請求しようとすると、シャッターで跳ね返されるんです。



第4章 株式会社とは？

なお、法人の債権者とは、たとえば、取引先の企業や融資をした銀行のことです。私の株式会社だと、辰巳法律研究所は債権者ですね。

※「有限責任」とは？ 「無限責任」とは？

漢字からわかるとおり、「責任」に「限」りか「有」るか「限」りが「無」いかということです。この「責任」は、法人が負債を抱えたときに問題となります。

法人が負債を抱えたときに、有限責任しかない社員は、出資額以上の責任を負いません。

それに対して、無限責任のある社員は、法人が負債を抱えたときに法人に弁済する資力のない場合には、出資額に関係なく、代わりに弁済しなければなりません。つまり、最悪の場合、自分の預貯金から支払ったり、マイホームを売り払ったりしてでも支払わなければならないわけです。

— Realistic 2 感情を入れる —

有限責任と無限責任の違いを知って、「無限責任はイヤだな～」と思ったと思います。こういった「感情」を大事にしてください。感情を伴ったほうが記憶しやすいことは科学的にも明らかになっています。みなさんも、高校で学んだ数学は思い出せなくても、文化祭などの思い出は思い出せますよね。感情を伴い、心で記憶しているからです。心で記憶したことは、思い出せるんです。

2. 趣旨

株主の責任が間接有限責任とされているのは、安心して株式会社に出資をしてもらうためです。株式会社の負債まで負担する可能性があるなら、怖くて出資する人がいなくなってしまうです。

余談ですが、「株式投資をすると借金を抱える」というのはウソです。このように、出資した額がゼロになることはあります。しかし、自己資金で行っていれば（借金をして資金を用意していたり信用取引をしていたりしなければ）、出資した額以上の責任はありません。アメリカの高校ではこのことを教えるそうなので、アメリカは株式投資が盛んだといわれています。

3. 間接有限責任と異なる定め可否

定款や株主総会の決議によっても、間接有限責任（会社法 104 条）と異なる定めをすることはできません（強行法規）。株主の責任が間接有限責任であることは、株式

会社の本質だからです。

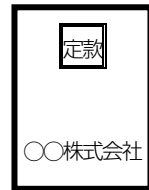
会社法の基本スタンス

会社法の規定よりも**株主に不利な**定款などの定めは、**基本的には禁止**されます。株主は、そもそもは資産はあるが経営能力はない者が想定されています（P10～11の1.）。よって、経営能力のある（頭の良い）取締役に出し抜かれる可能性がありますので、株主を保護しようという姿勢が会社法にあるわけです。

※「定款」とは？

定款とは、法人の組織・活動に関する根本規則です。……といわれても、わかりにくいですね。定款は、国でいうところの「憲法」のようなものです。憲法には、国の根本的なルールが書かれています。1番有名なのが9条ですが、文言どおり読むと「戦争をしない国ですよ」「戦力を持ちませんよ」と書かれています。定款も、法人の根本的なルールが書かれます。たとえば、何をする法人なのか（目的）や取締役会を置くか（機関）などが書かれます。

定款は、書面または電磁的記録（データ）で作成します（会社法26条）。普通は、WordやPDF（電磁的記録）で作成します。



— Realistic 3 個人事業主が株式会社を作るワケ —

一般的な会社法のテキストでは、個人事業主が株式会社を作るワケとして、以下の2点が挙げられます。

①事業資金の調達のため（P10～11の1.）

②無限責任から逃れるため（この③）

しかし、上記①ですが、P11の2.で説明したとおり、この国で中小企業に出資をしてくれる人はほとんどいません。また、上記②ですが、株式会社が融資を受ける際、株主である代表取締役（いわゆる社長）が保証人になることが条件とされ、結局は無限責任を負わされることが多いです。よって、実際に株式会社を作るワケとして多いのは、以下の2点です。

③節税のため

これが多いですね。私が株式会社を作ったのは、これが理由です。法人にすると、役員報酬の額を調整して所得税や住民税を低くしたり、生命保険の掛金の半分を経費にできたりと、節

税の幅が広がるんです。

④信用力を上げるため

みなさんがネットショップで何かを買うとき、販売者が「松本 雅典」と「株式会社マツモトカンパニー」であれば、どちらのほうが安心しますか。後者だと思います。実際は、株式会社だから信用できるわけでもないんですが、個人名よりは信用する人が多いのが現実です。また、法人以外に発注できないという内規がある企業もあります（最近は減ってきましたが）。

4 資本金

会社法 445 条（資本金の額及び準備金の額）

- 1 株式会社の資本金の額は、この法律に別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額とする。
- 2 前項（設立又は株式の発行時）の払込み又は給付に係る額の2分の1を超えない額は、資本金として計上しないことができる。
- 3 前項の規定により資本金として計上しないこととした額は、資本準備金として計上しなければならない。

1. 資本金とは？

（1）意義

上記[3]でみたとおり、株主は有限責任しか負いません。そうすると、債権者にとっては、株式会社の財産のみが最後の拠り所なわけですから、そこで、債権者のためにあるのが「資本金」です。

（2）資本金の額

（a）原則

資本金は、株式会社の設立または株式の発行の際に、株主が株式会社に払込みまたは給付をした財産の額です（会社法 445 条1 項）。P13～14 の1.の例でいうと、資産太郎が出資した1000万円が資本金となります。

このように、株主は出資と引き換えに株式をもらいます。設立時に出資をする場合と、設立後に出資をする場合（いわゆる増資）があります。出資の内容は、金銭に限らず、現物（不動産、債権など）もあるのですが、今は金銭でイメージしてください。

(b) 例外

株式会社は、株主が株式会社に払込みまたは給付をした財産の額のうち、1/2までの額を資本金として計上しないことができます（会社法 445 条 2 項）。資本金として計上しなかった額は、資本準備金となります（会社法 445 条 3 項）。P13～14 の 1. の例でいうと、資産太郎が出資した1000万円のうち、500万円までは資本金とせずに、資本準備金とすることができます。「準備金」も、債権者のために存在します。詳しくは、Ⅱのテキスト第3編第5章第3節³で説明しますが、現時点では、資本金よりは少しイジリやすいものであるというイメージを持ってください。

資本金の額が高くなりすぎると株主に配当するのが難しくなるといった理由から、払込みまたは給付された財産の額のすべてを資本金に計上したくない株式会社もあります。これは、その要請に応えた規定です。

2. 資本充実の原則・資本維持の原則

資本金は債権者の拠り所です。よって、以下の原則があります。

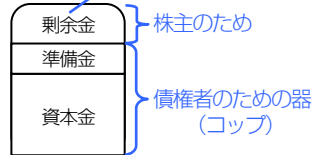
- ①資本充実の原則（入口の規制）：株式会社の設立または株式の発行の際には、資本金として定めた額をきちんと株式会社に入れる必要があるという原則
- ②資本維持の原則（出口の規制）：株式会社に入った資本金は、出ていってしまわないようにしなければならないという原則

①の資本充実の原則は、法律上守られています。しかし、②の資本維持の原則は、現在の制度では法律上守られていません。たとえば、「資本金の額 金1000万円」と登記されている株式会社に、実際に1000万円の財産があるとは限りません。株式会社を作った直後は、事務所を借りたり商品を仕入れたりと費用が出ていくばかりですから、出資された1000万円は減っていきます。そのまま赤字が続けば、ずっと資本金の額の財産がない状態となります。

資本金とは？

「では、資本金ってなんなの？」と思われると思います。資本金とは、「**これ以上の純資産がない限り、株主に配当しません**」という**株式会社の器**を表すものです（準備金も同じです）。たとえば、資本金と準備金は**コップ**です。コップに水（純資産）が入っている場合もあれば、入っていない場合もあります。純資産が資本金の額を下回っていると、株主

資本金・準備金を超える純資産
があって初めて剰余金が生じる



への配当ができません。株主への配当ができないと、株主から文句がくることがあります。つまり、資本金とは、「これくらいの純資産を築く気がある」という株式会社の意気込みでもあるわけです。

このように、実際に資本金の額の純資産が株式会社にあるとは限らず、債権者は株主から回収することもできませんので（P13～14 の1.）、債権者は結局は泣きを見る（保護されない）こともよくあります。だから、銀行が融資をする際には、担保を取るのです。

5 出資の払戻し

株主は、株式会社に対して、出資の払戻しを請求できるでしょうか。「出資の払戻し」とは、たとえば、出資をして株主になった資産太郎の息子が私立の医学部に進学することになったためにまとまった金が必要となり、資産太郎が、リアリストックジャパン株式会社に対して、「株式は返すから出資した1000万円を返してくれ!」と言うことです。

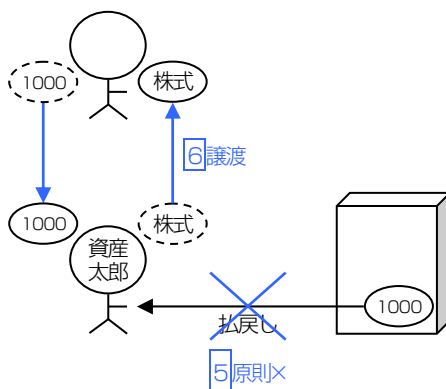
これは、原則として禁止されています。

株主が出資した資本金は、債権者の拠り所です。そして、株主は有限責任しか負いません。その拠り所（出資金）を株主に返すことまでは、さすがに認められません。

6 株式譲渡自由の原則

しかし、資産太郎の息子は3浪してまで医学部に合格しました。何とか医師にしたいのが親心でしょう。

出資の払戻しをすることは、原則として禁止されています。しかし、それでは株主は投下資本（投資したお金など）を回収することができません。そこで認められているのが、株式を譲渡することです（会社法 127 条）。これを「株式譲渡自由の原則」といいます。「株式を譲渡する」とは、東京証券取引所などの取引所でする株式の売買が典型例です。資産太郎は、リアリスティックジャパン株式会社の株式が欲しいと思っている人を探し出し、その人に株式を売り渡すことによって、投下資本を回収することができます。



7 株式の譲渡制限規定

資産太郎は、株式を譲渡して、出資した 1000 万円を回収できますので（株式が 1000 万円で売ればですが）、ハッピーです。

しかし、リアリスティックジャパン株式会社の他の株主からすると、どうでしょう。資産太郎から株式を譲渡された者が、敵対的買収を企てている者やちょっとコワモテの人かもしれません。他の株主の中には、株式が誰にでも譲渡されると困ると思っている者もいるかもしれないんです。そこで、以下の定款規定を定めることが認められています。

会社法 107 条（株式の内容についての特別の定め）

- 1 株式会社は、その発行する全部の株式の内容として次に掲げる事項を定めることができる。
 - 譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要すること。

この定款規定を設けておけば、資産太郎が株式を譲渡するには、株式会社の承認が必要となります（会社法 107 条 1 項 1 号）。このように譲渡に制限がある（株式会社

第4章 株式会社とは？

の承認が必要な)株式のことを「譲渡制限株式」といいます(会社法2条17号)。譲渡制限株式が正式名称なのですが、このテキストではイメージしやすいように「非公開株」と呼ぶことがあります。それに対して、譲渡制限のついていない株式のことを、このテキストでは「公開株」と呼ぶことがあります。

実際、ほとんどの株式会社の株式が、非公開株です。P11の2.の「現実のほとんどの株式会社」の株式は、非公開株です。

非公開株の基本イメージ

非公開株は、「**家族以外の株主を入れたくない**」とイメージしてください。実際にも、家族だけで非公開株を保有していることはよくあります。この場合に、その1人が第三者に株式を譲渡したら、家族以外の者が株主になりますから、他の家族からするとイヤですね。

※非公開株だと投下資本を回収できないのか？

「とすると、資産太郎が保有していたのが非公開株だと、株式会社が承認しないと資産太郎は株式を売れず、投下資本を回収できなくなってしまうのでは？」と思われたかもしれません。しかし、株主が投下資本を回収できないということはあってはなりません。

そこで、株主は、株式会社に対して、譲渡承認請求ができます(会社法136条)。このとき、株主は、もし株式会社が譲受人を気に入らず承認しないのであれば、「株式会社が買い取るか、誰か買い取る者を指定しろ!」とまで言うことができます(会社法138条1号ハ)。このハナシは、P156～161の4.で説明します。現時点では、「非公開株でも、株式を手放し、投下資本を回収する方法はあるんだな」ということを頭の片隅に置いておいてください。

このように、株主が投下資本を回収できないということはあってはならないので、譲渡を「禁止」することはできません。できるのは、あくまで制限(株式会社の承認を必要とする)です。

8 株式会社の分類

この第1編の「会社法の世界」を終えるにあたって、最後に株式会社の分類をみます。3つの視点から株式会社を分類することができます。会社法と商業登記法には色々なルールがありますが、「〇〇会社にはこのルールが適用される」ということが多々あります。その「〇〇会社」に入るのが、下記1.～3.です。

1. 親会社・子会社

親会社：株式会社を子会社とする会社など（会社法2条4号）

子会社：他の会社に総株主の議決権の過半数を保有されている株式会社など（会社法2条3号）

*「など」は、細かいので無視してください。

子会社の定義から考えてください。

「議決権」については、P282～288^[5]で説明します。すべての株式に議決権があるとなると、株式の過半数を保有している会社があれば、保有している会社が「親会社」で、保有されている株式会社が「子会社」です。

2. 公開会社・公開会社でない株式会社

公開会社：一部でも公開株を発行する旨の定めのある株式会社
（会社法2条5号）

公開会社でない株式会社：すべての株式が非公開株である株式会社
（非公開会社）

公開会社の定義の「一部でも」ですが、株式は種類株式を発行できます。「種類株式」とは、A種類株式、B種類株式など、内容の異なる株式です（P126^[1]）。たとえば、A種類株式とB種類株式を発行する旨の定めがある場合、A種類株式とB種類株式のどちらかが公開株であれば公開会社です。これが、「一部でも」の意味です。なお、A種類株式が非公開株、B種類株式が公開株で、まだ実際にはA種類株式（非公開株）しか発行していなくても、公開会社です。公開株（B種類株式）を発行する旨の定めがあれば、公開会社となります。

実際に発行していなくても「〇〇会社」

このように、**実際に発行していなくても「〇〇会社」となる**のが、会社法の基本的な考え方です。

それに対して、すべての株式が非公開株である株式会社が、公開会社でない株式会社です。「公開会社でない株式会社」が正式名称なのですが、このテキストではイメージしやすいように「非公開会社」と呼んでいきます。

3. 大会社・大会社でない株式会社

(1) 意義

大会社 : 以下の①または②のいずれかの要件を充たす株式会社（会社法2条6号）

①最終事業年度にかかる貸借対照表に資本金として計上した額が5億円以上である

②最終事業年度にかかる貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である

大会社でない株式会社：上記①および②のいずれの要件も充たさない株式会社（非大会社）

上記①ですが、資本金とは株式会社の器を表すものでした（P18の「資本金とは？」）。資本金の額が多額であるということは、それだけ大規模な株式会社です。

上記②ですが、負債の額が多額であるということは、それだけ債権者に対する責任の大きい大規模な株式会社です。

※「貸借対照表」とは？

「貸借対照表」とは、一定の時点（ex. 事業年度の末日）の財産の状況を表したものです。ある時点においてどのような資産や負債があるかや、ある時点における資本金や剰余金の額が記載されます。Ⅱのテキスト第3編第5章第2節¹1.に見本がありますので、ご覧ください。

「大会社でない株式会社」が正式名称なのですが、このテキストではイメージしやすいように「非大会社」と呼んでいきます。

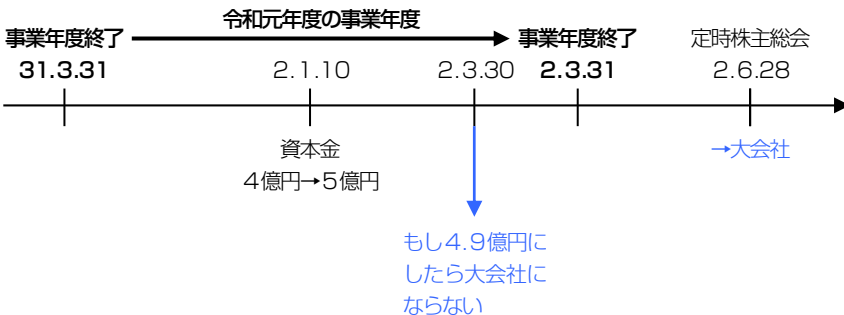
(2) いつから大会社または非大会社になるか？

たとえば、資本金の額が4億円（負債の額は200億円未満）の株式会社が、令和2年1月10日に、資本金の額を5億円に変更した場合、令和2年1月10日から大会社となるでしょうか。

なりません。大会社または非大会社となる基準時は、貸借対照表が定時株主総会において承認された時です。定時株主総会とは、年に1回開催する株主総会で（会社法296条1項）、株主が貸借対照表の承認などをします（会社法438条2項）。定時株主総会に提出された貸借対照表は、監査などを経た正確性が担保されたものなので、それを定時株主総会で正式に承認した時が基準とされているのです。

上記の例の株式会社の事業年度（※）が4月1日から3月31日までであったとして、平成31年4月1日から令和2年3月31日の事業年度についての定時株主総会が、令和2年6月28日に開催され貸借対照表が承認された場合、令和2年6月28日から大会社となります。

このように、貸借対照表が定時株主総会において承認された時が基準なので、たとえば、令和2年3月30日に資本金の額を4億9000万円に変更したら、大会社とはならないことになります。令和2年6月28日の定時株主総会で承認するのは、令和2年3月31日時点の貸借対照表だからです。



※事業年度とは？

「事業年度」とは、法人の財産および損益の計算の単位となる期間のことです（法人税法13条1項）。法人は、毎年税務申告をするのですが（私の株式会社もしています）、原則として事業年度ごとに申告をします。個人の計算期間は、基本的に「1月1日～12月31日」です。しかし、株式会社の場合、事業年度を選ぶことができます。「4月1日～3月31日」としている株式会社が多いです（「3月決算」という言葉を聞いたことがあると思います）。「1月1日～12月31日」の株式会社もそれなりにあります（私の株式会社はこれです）。辰巳法律研究所は、かつては司法試験に特化した予備校だったので、司法試験が行われる5月を1年の終わりと考え、「6月1日～5月31日」としています。このように、株式会社の事情に合わせて、事業年度を決められるんです。

ですが、事業年度は1年を超えることはできません。1年に1回は税務申告をしろということです。ただし、事業年度の変更をした場合、変更後の最初の事業年度は、1年6か月を超えない期間とすることができます（会社計算規59条2項後段）。たとえば、平成31年2月1日に、事業年度「1月1日～12月31日」を「4月1日～3月

第4章 株式会社とは？

31 日」に変更する場合、「変更後の最初の事業年度は平成 31 年 1 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日とする」（1 年 3 か月）といった調整が必要となるからです。

— 第 2 編 —

商業登記法の世界
Commercial Registration
Act

第1章

商業登記とは？

1 商業登記の目的

P5で商業登記が出てきましたが、この第2編で商業登記の基本をみていきます。まず、商業登記が何のためにあるのかですが、それは商業登記法1条に書かれています。

商業登記法1条（目的）

この法律は、商法、会社法その他の法律の規定により登記すべき事項を公示するための登記に関する制度について定めることにより、商号、会社等に係る信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑に資することを目的とする。

商業登記の目的は、「商号、会社等に係る信用の維持を図（ること）」と「取引の安全と円滑に資すること」です（商登法1条）。

「商号、会社等に係る信用の維持を図（ること）」ですが、国が「こういう会社などがありますよ～」と公証することで、会社などは信用を得られます。みなさんも、国が認めた会社であれば安心しますよね。

「取引の安全と円滑に資すること」ですが、たとえば、商業登記は、取引先や融資を検討している銀行が、問題のない会社なのかを確認するために使うことがあります。会社の銀行口座を開設するときも、銀行は登記を確認します（私も銀行口座を開設したときに確認されました）。きちんと登記がされている会社であれば、一定の信用が得られるんです。それによって、取引が安全かつスムーズにできるようになります。

商業登記にはこの2つの目的があることを常に意識してください。……といわれても、勉強していると意識なくなってしまうのが普通なので、たまにこのページに戻って再確認してください。

2 商業登記の効力

不動産登記は、民法で登記の効力（民法177条）を学習した後に学習します。商業登記は、まだ登記の効力を学習していませんので、会社法に定められている登記の効力からみていきます。「リアリスティックジャパン株式会社が、取締役の秀英一郎を

解任した」という事例で考えていきましょう。なお、取締役の氏名は、株式会社の登記事項です（会社法 911 条 3 項 13 号）。

会社法 908 条（登記の効力）

- 1 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。登記の後であっても、第三者が正当な事由によってその登記があることを知らなかったときは、同様とする。

1. 登記前 —— 消極的公示力

会社法によって登記すべきとされている事項は、登記をした後でないと、善意の第三者に対抗できません（会社法 908 条 1 項前段）。

ex. リアリスティックジャパン株式会社は、取締役の秀英一郎を解任しても、取締役の解任の登記をしなければ、秀英一郎が解任されたことを知らない取引先などに、「もううちの取締役ではないので、関係ないんですよ」とは言えないんです。これは判決があっても同じです。

ただし、対抗できないのは「善意の第三者」なので、登記をする前でも、悪意の第三者には対抗できます（会社法 908 条 1 項前段反対解釈）。これは、不動産登記（民法 177 条）との違いです。

商業登記は善意者保護

商業登記は、基本的に**善意者を保護**し、悪意者は保護しません。商業登記の目的は、取引の安全だからです（商登法 1 条。上記¹）。「取引の安全」は、善意者を保護する考え方です。—— 民法Ⅱのテキスト第3編第1章第3節²2.（2）

※取引の相手方からの主張

登記をする前でも、取引の相手方から会社に対して主張することはできます（大判明 41.10.12）。会社法 908 条 1 項前段は取引の相手方を保護するためのルールですので、相手方が「登記をしていなくても大丈夫」と言うのなら問題がないんです。

2. 登記後 —— 積極的公示力

登記をした後は、もちろん、善意の第三者に対しても対抗できます（会社法 908 条 1 項前段）。

ex. リアリスティックジャパン株式会社は、取締役の秀英一郎を解任し、取締役の解任の登記をすれば、秀英一郎が解任されたことを知らない取引先などにも、「もううちの取締役ではないので、関係ないんですよ」と言えます。

登記がされて公開されていますので、「登記を確認しなかったほうが悪いよね」となるわけです。

しかし、なんと、登記の後でも、第三者が正当な事由によって登記があることを知らなかったときは、第三者に対抗できないという規定があります（会社法 908 条 1 項後段）。登記をしたのに対抗できないとされる可能性があるんですね。ただ、この「正当な事由」は、かなり狭く解されています。たとえば、交通の途絶で商業登記を確認することがまったくできないといった余程の場合でなければ、正当な事由があるとはされません。

3. 不実登記

会社法 908 条（登記の効力）

2 故意又は過失によって不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもって善意の第三者に対抗することができない。

故意または過失によって不実の事項を登記すると、不実であることを善意の第三者に対抗できません（会社法 908 条 2 項）。

ex. リアリスティックジャパン株式会社は、取締役の秀英一郎を解任していないにもかかわらず、故意または過失によって取締役の解任の登記をした場合、秀英一郎が解任されていないことを知らない取引先などに、「実はまだ取締役だったんですよ」とは言えないんです。

自らウソの登記をしているわけですから、当たり前ですね。

ただし、やはり対抗できないのは「善意の第三者」なので、不実の事項を登記しても、悪意の第三者には対抗できます（会社法 908 条 2 項反対解釈）。商業登記は、善意者を保護し、悪意者は保護しないんです（上記 1. の「商業登記は善意者保護」）。

1 登記される事項とは

会社などの情報のすべてが登記されるわけではなく、公示すべきと考えられている事項のみが登記事項とされています。

株式会社の登記事項は、会社法 911 条 3 項などに規定されています。以下の登記記録に、記述で問われる登記事項を記載します。以下のすべての事項が登記されることはあり得ず、他の登記事項との整合性がない事項もあります。よって、以下の登記記録は、実際には存在し得ないものです。

なぜこのような登記記録を示しているかという点、本試験までに、**何が株式会社の登記事項であるかは 0.1 秒も考えることなく判断できるようになる必要がある**からです。何が登記事項であるかは、択一を解く前提となります。また、記述では、たとえば、定款が何ページにもわたって示され、その定款から登記事項を答案用紙に写す問題が出ることがあります。その対策として、以下の登記事項を全部言えるようにする必要はありませんが、「これは登記事項か?」と聞かれて、「Yes」か「No」かは答えられるようにしてください。

「そんなこと、できるようになるの?」と思われたかもしれません。しかし、本試験までに徐々にできるようになれば OK です。「『これは登記事項か?』と聞かれて、『Yes』か『No』かは答えられるようにならないといけない」と最初から意識して、テキストを読んだり問題を解いたりしていると、本試験当日には自然とできるようになっています。

会社法人等番号	1111-01-111111
商 号	リアリスティックジャパン株式会社
商号譲渡人の債務に関する免責	当会社は令和 2 年 6 月 28 日商号の譲渡を受けたが、譲渡会社である株式会社辰巳商事の債務については責に任じない。
本 店	東京都新宿区新宿一丁目 1 番 1 号
公告をする方法	官報に掲載する
	日本新聞に掲載してする
	電子公告の方法により行う。 https://www.realistic.co.jp/koukoku/index.html

第2章 株式会社の登記事項

	当会社の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。 貸借対照表の公告 https://www.realistic.co.jp/kessan/index.html
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	https://www.realistic.co.jp/kessan/index.html
会社成立の年月日	平成25年2月5日
目的	1. スマートフォンアプリの開発 2. 前号に附帯する一切の業務
単元株式数	100 株
発行可能株式総数	3000 株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 300 株 各種の株式の数 普通株式 200 株 優先株式 100 株
資本金の額	金 300 万円
発行する株式の内容	当会社は、当会社が別に定める日が到来したときに、当会社の株式を時価で取得することができます。 「時価」とは、当該取得請求日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における毎日の終値の平均値をいう。
発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容	普通株式 2000 株 優先株式 1000 株 剰余金の配当については、優先株式を有する株主に対し、普通株式を有する株主に先立ち、1株について100円の剰余金を支払う
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する。

株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区千代田一丁目 1 番 1 号 A 信託銀行株式会社本店
役員に関する事項	取締役 A
	取締役 B (社外取締役)
	取締役・監査等 C 委員
	東京都新宿区新宿一丁目 2 番 2 号 代表取締役 A
	会計参与 D 税理士法人 (書類等備置場所) 東京都新宿区新宿四丁目 4 番 4 号
	監査役 E
	監査役 F (社外監査役)
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めがある
	特別取締役 G
	指名委員 H
	監査委員 I
	報酬委員 J
	執行役 K
	東京都新宿区新宿一丁目 2 番 2 号 代表執行役 K
	会計監査人 L 監査法人
	清算人 A
	東京都新宿区新宿一丁目 2 番 2 号 代表清算人 A
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役、監査役の負う同法第 423 条第 1 項の責任を法令の限度において免除することができる。

第2章 株式会社の登記事項

非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）または監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
支配人に関する事項	東京都新宿区新宿一丁目2番2号 M 営業所 横浜市神奈川区鶴屋町二丁目2番地2号
支 店	1 横浜市神奈川区鶴屋町二丁目2番地2号
新株予約権	第1回新株予約権 新株予約権の数 100個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 1000株 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 10万円 金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額 証券取引所に上場されている有価証券であって、当該証券取引所の開設する市場における当該新株予約権の行使の前日の最終価格により算定して10万円に相当するもの 新株予約権を行使することができる期間 令和4年4月1日から令和4年9月30日まで 新株予約権の行使の条件 新株予約権を行使する新株予約権者は、当会社の役員等でなければならない。一旦退任した場合には、再度就任するか否かを問わず、一切新株予約権の行使をすることはできない。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当会社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

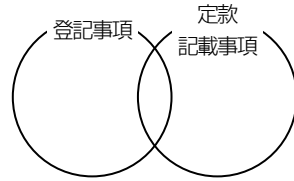
		令和 2 年 6 月 28 日発行
		令和 2 年 7 月 3 日登記
会社継続	令和 2 年 6 月 28 日会社継続 令和 2 年 7 月 3 日登記	
吸収合併	令和 2 年 6 月 28 日横浜市中区羽衣一丁目 1 番 1 号株式会社辰巳商 事を合併 令和 2 年 7 月 3 日登記	
会社分割	令和 2 年 6 月 28 日横浜市中区羽衣一丁目 1 番 1 号株式会社辰巳商 事から分割 令和 2 年 7 月 3 日登記	
	令和 2 年 6 月 28 日東京都千代田区千代田二丁目 2 番 2 号株式会社 L T I に分割 令和 2 年 7 月 3 日登記	
存続期間	会社成立の日から満 30 年	
解散の事由	当会社は、群馬県利根郡中岡村に建設中の群馬ダムが竣工したときに解散する	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
会計参与設置会社に関する事項	会計参与設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	
特別取締役に関する事項	特別取締役による議決の定めがある	
監査等委員会設置会社に関する事項	監査等委員会設置会社	
重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項	重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある	
指名委員会等設置会社に関する事項	指名委員会等設置会社	

第2章 株式会社の登記事項

会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社
清算人会設置会社に関する事項	清算人会設置会社
解 散	令和2年6月28日株主総会の決議により解散 令和2年7月3日登記
	令和2年6月28日存続期間の満了により解散 令和2年7月3日登記
	令和2年6月28日定款所定の解散事由の発生により解散 令和2年7月3日登記
登記記録に関する事項	設立 平成25年2月5日登記
	令和2年6月28日リアリスティックジャパン合同会社を組織変更し設立 令和2年7月3日登記
	令和2年6月28日東京都新宿区新宿一丁目1番1号リアリスティックジャパン合同会社に組織変更し解散 令和2年7月3日登記 令和2年7月3日閉鎖
	令和2年6月28日東京都千代田区千代田二丁目2番2号株式会社L T Iに合併し解散 令和2年7月3日登記 令和2年7月3日閉鎖
	横浜市中区羽衣一丁目1番1号株式会社辰巳商事及び横浜市中区羽衣二丁目2番2号株式会社辰巳サービスの合併により設立 令和2年7月3日登記
	令和2年6月28日リアリスティックジャパン有限会社を商号変更し、移行したことにより設立 令和2年6月28日登記
	令和2年6月28日東京都千代田区千代田二丁目2番2号に本店移転 令和2年7月3日登記 令和2年7月3日閉鎖
	令和2年6月28日横浜市中区羽衣一丁目1番1号から本店移転 令和2年7月3日登記

※定款記載事項と登記事項との関係

定款記載事項と登記事項との関係は、右の図のとおりです。定款記載事項かつ登記事項である事項もありますが、定款にしか記載されない事項も登記にしか記録されない事項もあります。



2 登記事項証明書

1. 登記事項証明書とは？

会社であれば、会社ごとに登記記録が作成されます。登記記録を見たい場合、登記官にP5のような登記事項証明書の交付を請求できます。

登記事項証明書には、以下の種類があります。

- ①現在事項証明書：現に効力を有する登記事項などを記録したもの（商登規 30 条 1 項 1 号）
- ②履歴事項証明書：以下の2つの事項を記録したもの（商登規 30 条 1 項 2 号）
 - ・上記①の現在事項証明書に記載される事項
 - ・請求日の3年前の日の属する年の1月1日（基準日）から請求日までの間に抹消する記号を記録された登記事項、および、基準日から請求日までの間に登記された事項で現に効力を有しないもの要は、3年ちょっとの履歴も記録されるということです。
- ③閉鎖事項証明書：閉鎖した登記記録に記録されている事項を記録したもの（商登規 30 条 1 項 3 号）
- ④代表者事項証明書：会社の代表者の代表権に関する登記事項で現に効力を有するものを記録したもの（商登規 30 条 1 項 4 号）

2. 登記事項証明書の交付の請求方法

登記事項証明書の交付の請求は、数百円の手数料さえ納付すれば、誰でもできます（商登法 10 条 1 項）。銀行や取引先だけでなく、たとえば、マスコミが問題を起こした会社の代表者の自宅に取材に行くため、代表者の住所を調べる目的で取得したりすることもあります。商業登記の趣旨も公示ですので（商登法 1 条。P26¹），このように公開されているのです。

なお、登記申請（商登法 1 条の 3。P 4）と異なり、他管轄の会社などの登記事項証明書の交付の請求をすることもできます。登記記録に記録されている事項の証明にすぎないので、全国のどこにある会社などの登記事項証明書でも請求できるんです。

第3章

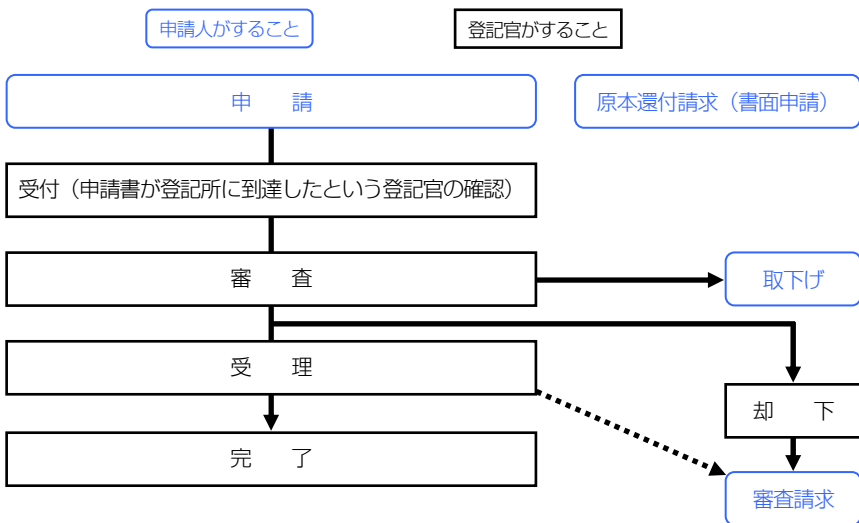
登記の流れ（申請～完了）

不動産登記と類似

商業登記の流れは、**不動産登記に類似**します。まあ同じ登記所での手続ですから。

第1節 登記の申請から完了までの大まかな流れ

登記の申請から完了までの大まかな流れは、以下のとおりです。



この第3章では、上記の左のラインの「申請」（第2節）→「受付→審査→受理→完了」（第3節）をみていきます。

それ以外は、以下の箇所の説明します。

- ・「原本還付請求（書面申請）」

→ P68³

- ・「取下げ」（申請後、登記が完了するまでに、申請人の意思で申請を取り下げること）、
「却下」（申請に不備があるため登記官が申請を却下すること）、
「審査請求」（登記官の処分に不服を申し立てることなど）

→ IIのテキスト第12編第1章

第2節 申請（申請人がすること）

1 登記手続の開始

1. 原則

商業登記がどのようにされるかですが、以下の行為があって初めて登記手続が始まります（申請主義。商登法14条）。

①当事者の申請

②官庁の嘱託

「官庁」とは、国の機関のことです。裁判所書記官の嘱託によって登記がされるのが典型例で（会社法937条、938条）、このテキストでも何回も登場します。

②は公的機関が嘱託しますが、登記官が職権です（下記2.）わけではありませんので、これも申請主義です。

2. 例外

法令で登記官が職権であると定められている登記は、例外的に登記官が職権でできます（職権主義）。

上記1.および2.の構造（原則：申請主義、例外：職権主義）は、不動産登記と同じです。—— 不動産登記法Ⅰのテキスト第1編第5章第2節¹

しかし、大きく異なることがあります。不動産登記の権利に関する登記と異なり、商業登記は当事者に登記義務があります（会社法909条）。会社は、登記をすることで、国から法人格を与えていただいています（P8③）。よって、正確な情報を公示すべき義務があるんです。

*上記1.が原則であり、そのうち、不動産登記と同じく上記1.①の「当事者の申請」が学習のメインとなりますので、以下、基本的には当事者の申請について説明します。

3. 登記期間

上記のとおり、商業登記には登記義務がありますので、原則として「〇〇以内に登記をしなければならない」という登記期間があります。

（1）原則

会社法 915 条（変更の登記）

- 1 会社において第 911 条第 3 項各号（株式会社の設立の登記の登記事項）又は前 3 条各号（持分会社の設立の登記の登記事項）に掲げる事項に変更が生じたときは、2 週間以内に、その本店の所在地において、変更の登記をしなければならない。

登記期間の原則は、効力が生じた日から 2 週間以内です（会社法 915 条 1 項）。

（2）例外

登記期間の起算点について、以下の 3 つの例外があります。

*いずれもまだ学習していない登記なので、サラッと眺めるだけで結構です。

- ①取得請求権付株式の取得と引換えにする株式または新株予約権の発行の登記
→ 取得請求がされた月の末日から 2 週間以内（会社法 915 条 3 項 2 号）
- ②払込期間・給付期間を定めた募集株式の発行等の登記
→ 払込期間・給付期間の末日から 2 週間以内（会社法 915 条 2 項）
- ③新株予約権の行使の登記
→ 行使がされた月の末日から 2 週間以内（会社法 915 条 3 項 1 号）

※登記懈怠

では、登記期間を過ぎてしまうと（「登記懈怠」といいます）登記申請ができなくなるかということ、そうではありません。事業が忙しく、登記まで気が回らずに登記期間を過ぎてしまう中小企業は多いです。私の株式会社も、1 度登記期間を過ぎてしまいそうになりました……。ギリギリ間に合いましたが。登記期間が過ぎても、登記は受理されます。登記期間が過ぎても、正確な情報を公示したほうがいいからです。

ただ、登記期間が過ぎると、代表者は過料（行政罰）に処せられます（会社法 976 条 1 号）。

2 申請構造

不動産登記には、共同申請、単独申請、合同申請と 3 種類の申請構造がありました（—— 不動産登記法 I のテキスト第 1 編第 5 章第 2 節²⁾）。商業登記には単独申請しかありません。基本的に 1 つの会社などのハナシであり、不動産登記のように対立構造にならないからです。ある株式会社の役員が変わったといったハナシですから。

3 申請をする者

1. 本人申請

商業登記も、会社など自身が申請するのが原則です。ただ、会社は物理的に存在するわけではありませんので、代表者（代表取締役など）が会社を代表して登記申請をします。

これを「本人申請」といいます。

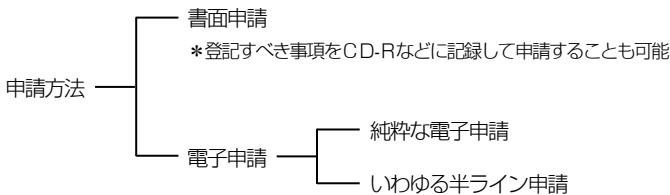
2. 代理人申請

商業登記も、登記の申請を司法書士などの代理人に委任できます。会社の場合には、代表者が会社を代表して司法書士などに委任します。

4 申請方法

1. 申請方法の種類

申請方法には、以下の種類があります。これも、不動産登記と同じです。—— 不動産登記法Ⅰのテキスト第1編第5章第2節⁴



2. 書面申請

申請書と添付書面（書面）を提出するのが、「書面申請」です（商登法 17 条 1 項）。登記すべき事項をCD-Rなどの記録媒体に記録して申請することもできます（商登法 17 条 4 項、商登規 35 条の 2 第 1 項 1 号）。

「申請書」には、商業登記法 17 条 2 項の事項を記載するのですが、実際の申請書をみて、どのような事項を記載するのかを確認してみましょう。

実際の書面を見てみよう2 ―― 申請書（資本準備金の資本組入れ）

法務

株式会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号	1111-01-111111
フリガナ	リアリスティックジャパン
1. 商号	リアリスティックジャパン株式会社
1. 本店	東京都新宿区新宿一丁目1番1号
1. 登記の事由	資本準備金の資本組入れ
1. ○○大臣の許可書到達年月日	令和2年6月28日
1. 登記すべき事項	令和2年6月28日変更 資本金の額 金2000万円
1. 課税標準金額	金1000万円
1. 登録免許税	金7万円
1. 添付書面	株主総会議事録 1通 株主リスト 1通 減少に係る資本準備金の額が計上されていたことを証する書面 1通 ○○大臣の許可書 1通 委任状 1通

上記のとおり、登記の申請をします。

令和2年7月3日

東京都新宿区新宿一丁目1番1号

申請人 リアリスティックジャパン株式会社

東京都新宿区新宿一丁目2番2号

代表取締役 秀 英 一 郎

東京都新宿区大久保一丁目1番地1号

上記代理人 司法書士 法 務 太 郎

連絡先の電話番号 03-0000-0000

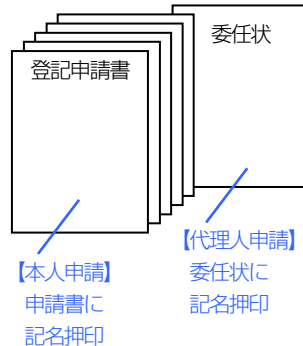
東京法務局新宿出張所 御中

法務

「〇〇大臣の許可書到達年月日」は、登記すべき事項につき官庁の許可を要する場合には記載しますが（商登法 17 条 2 項 5 号）、通常は記載しません。

「課税標準金額」は、資本金の額が課税標準となる場合（P59～63 の 3.）に記載します（商登法 17 条 2 項 6 号）。

「代理人」の氏名と住所は、代理人申請の場合に記載します（商登法 17 条 2 項 2 号）。上記の申請書は、代理人申請なので、代理人を記載し、代理人が申請書に記名押印しています。本人（代表者）が記名押印する箇所は、本人申請の場合は申請書、代理人申請の場合は委任状です。不動産登記と同じです。—— 不動産登記法 I のテキスト第 1 編第 6 章第 4 節 **3** 1.



申請書には前ページの事項を記載するのですが、基本的に試験で問われるのは青でくくった部分です。このテキストの申請例も、基本的には青でくくった部分のみを表示しています。これらのうち、「登記の事由」（商登法 17 条 2 項 3 号）、「登記すべき事項」（商登法 17 条 2 項 4 号）、「添付書面」は、以下のような意味で申請書に記載します。

申請書の記載事項の意味

- ・登記の事由 : 「**登記申請の内容（概要）**」
- ・登記すべき事項 : 「**こう登記事項が変わったんです**」（これが登記されます）
- ・添付書面 : 「**登記すべき事項が変わったのは本当ですよ～**」

登記所にいる登記官からすると、申請書だけでは信用できないので、登記すべき事項が変わったことを証する書面を添付するのです。申請書の後ろにホッチキスやクリップで添付書面を付けます。

— Realistic 4 商業登記の原則は書面申請 —

不動産登記は、原則が電子申請となりました。—— 不動産登記法 I のテキスト第 1 編第 5 章第 2 節 **4** 3. の Realistic 6 しかし、商業登記は、「申請書」「添付書面」というとおり、まだ原則は書面申請です。

年月日の記載

商業登記には、大きく分けて以下の2つの種類があります。種類によって、年月日を記載する箇所が異なります。

①**新設型**：登記記録を新たに起こす登記

ex. 設立の登記

原則として、**登記の事由**に年月日を記載します。

②**変更型**：登記記録を新たに起こさず、登記事項の一部を変更する登記

ex. 取締役の就任の登記

原則として、**登記すべき事項**に年月日を記載します。

記載する年月日は、登記期間（P37～38の3.）の起算日です。

3. 電子申請

電子申請は、以下の2つに分かれます。

①**純粹な電子申請**（商登規 101 条 1 項 1 号）

申請書と添付書面のすべてをデータとしてオンラインで送信する方法です（商登規 102 条 1 項、2 項本文）。

②**いわゆる半ライン申請**（商登規 102 条 2 項ただし書）

申請書をデータとしてオンラインで送信して、添付書面は書面で提出する方法です。添付書面は、登記所に持参しても構いませんし、書留郵便などによって送付しても構いません（商登規 102 条 2 項ただし書）。

オンラインで送信する申請書情報と添付書面情報（半ライン申請の場合は申請書情報のみ）には、電子署名をし、電子証明書を送信する必要があります（商登規 102 条 3～6 項）。なりすまし申請や情報の改ざんの可能性があるからです。

不動産登記と、ほとんど同じ仕組みです。―― 不動産登記法 I のテキスト第 1 編第 5 章第 2 節 **4**3.

なお、この「電子証明書」ですが、登記所に印鑑を提出した者（代表取締役など。P47～48 の 1. で説明します）は、登記所に電子証明書の発行の請求をすることができます（商登法 12 条の 2 第 1 項本文、商登規 33 条の 6）。登記所が電子証明書を発行するんです。電子証明書は、データであり、データで発行されます。印鑑を提出した者がパソコンにダウンロードします。

電子証明書には、会社の代表者であれば以下の事項などが記録されます（商登規33条の8第2項）。

- ①商号
- ②本店
- ③資格
- ④氏名
- ⑤公開かぎの値
- ⑥電子証明書の証明期間

「証明期間」とは、登記所が電子証明書の有効性を証明する期間のことですが、実質的に電子証明書を使用できる有効期間となります。証明期間は3か月から27か月の間で選ぶことができますが、3か月刻みで発行手数料が変わります。3か月だと2500円ですが、27か月だと16900円もします……。

第3節 受付→審査→受理→完了（登記官がすること）

1 登記の申請後の流れ

登記の申請がされると、「受付→審査→受理→完了」という流れで登記官が登記を実行していきます（P36）。

「受付」は、申請書が登記所に到達したという登記官の確認です（商登法 21 条 1 項）。まだ登記が実行されるとは限りません。

登記官の「審査」を経たうえで、登記官が申請が適法であると判断した場合に登記が実行されます。

登記を実行することを相当とする登記官の措置を「受理」といいます。

2 登記官の審査権限

「受付→審査→受理→完了」のうち、「審査」について、不動産登記と同じく「登記官の審査権はどこまで及ぶのか？」という問題があります。

1. 原則 —— 形式的審査主義

（1）意義

登記官は、登記記録および申請人が提供した申請書・添付書面のみを資料として審査できる形式的審査権しか有していません（実質的審査権を有していません。登研 305P39）。簡単にいうと、紙とデータからしか審査できないということです。これを「形式的審査主義」といいます。

（2）趣旨

登記官が毎回、申請人に「本当にこんな決議があったんですか？」などと電話で問い合わせたりしては、登記が渋滞してしまうからです（迅速性の要請）。また、登記官が疑問に思った申請のみを審査するとなると、審査が不公平になってしまうからという理由もあります（公平性の要請）。

※実体上の審査をすることができないのか？

登記官には原則として実質的審査権がありませんが、実体上の審査はできます。登記記録および申請書・添付書面から判断できる事項については、実体上の審査をすることができます。「実質的」と「実体上」は、意味が違います。「実質的」とは、電話などで真意を調べたりすることです。「実体上」とは、会社法などの実体です。

ex. 登記官は、取締役の就任の登記の申請において、添付書面として提供された株主総会議事録に記載された取締役の選任の決議要件が充たされているかを審査することはできません。取締役の選任の決議をするのに足りない株式数の賛成しか得られていないと記載されているのであれば、登記官は登記を実行しません。

2. 例外 —— 実質的審査主義

（1）意義

例外的に申請人の本人確認については、登記官は実質的審査権を有しています。

登記官は、申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、申請を却下すべき場合を除き、申請人またはその代表者もしくは代理人に対し、出頭を求め、質問をし、または、文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、その申請人の申請の権限の有無を調査しなければならないとされています（商登法 23 条の 2 第 1 項）。「しなければならない」とありますとおり、これは登記官の義務です。

※申請人などが遠隔の地に居住している、申請人などの勤務の都合がある場合など

登記官が本人確認の調査のため申請人などの出頭を求めた場合に、申請人などが遠隔の地に居住していることや申請人などの勤務の都合などを理由に、他の登記所に出頭したい旨の申出があり、その理由が相当と認められるときは、登記官はその他の登記所の登記官に本人確認の調査を嘱託することができます（商登法 23 条の 2 第 2 項、商登準則 48 条 1 項）。

（2）趣旨

登記の申請は、オンラインでも可能です（電子申請）。書面申請の場合でも、登記所に申請書・添付書面を提出するときに本人確認は行われません。また、そもそも登記所に申請書と添付書面を持参せず、郵送によって申請することも可能です。

このように登記所に申請書・添付書面を提出する時点で本人確認が行われなため、審査の中で本人確認について登記官に実質的審査権が与えられているのです。

また、登記官から見て明らかに怪しい申請人がいたそうなので、本人確認について実質的審査権を明記する改正がされた、という経緯もあります。

（3）「相当な理由がある」とは？

申請を却下すべき場合でなく、申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由があることが、本人確認の要件です（商登法 23 条の 2 第 1 項）。この「相当な理由」があると認められるのは、以下の①～④のいずれかの場合です。細かい知識なので、「それは怪しいだろうな～」という視点でざっとみてください。

- ①捜査機関その他の官庁または公署から不正事件が発生するおそれがある旨の通報があったとき（商登準則 47 条 1 項 1 号）
- ②申請人となるべき者本人からの申請人となるべき者に成りすました者が申請をしている旨またはそのおそれがある旨の申出に基づき、所定の措置を執った場合において、その申出の日から 3 か月以内に、その申出にかかる登記の申請があったとき（商登準則 47 条 1 項 2 号）
この申出を「不正登記防止申出」といいます。
- ③同一の申請人にかかる他の不正事件が発覚しているとき（商登準則 47 条 1 項 3 号）
- ④上記①～③に掲げる場合のほか、登記官が職務上知り得た事実により、申請人となるべき者に成りすました者が申請していることを疑うに足りる客観的かつ合理的な理由があると認められるとき（商登準則 47 条 1 項 4 号）

以上みてきましたこの²の登記官の審査権限も、不動産登記とほとんど同じです。
—— 不動産登記法 I のテキスト第 1 編第 5 章第 3 節²

1 なりすまし申請の防止

商業登記は、会社の場合は代表者（代表取締役など）が会社を代表して登記申請をします（P39³1.）。なりすまし申請もありますので（たまにニュースになります）、真の代表者が申請しているかを確認しなければなりません。

本人確認の方法は、日常生活では免許証や健康保険証の提示が多いです。不動産登記では、登記識別情報が登記名義人の本人確認に使われています。—— 不動産登記法Ⅰのテキスト第1編第6章第3節¹1. 商業登記の本人確認は、また別の方法によります。「登記の申請書に押印すべき者が、あらかじめ印鑑を登記所に提出する方法」です。商業登記は、印影で本人確認をするんです。どういう仕組みなのか、下記²で説明します。

2 印鑑届

商業登記法 20 条（印鑑の提出）

- 1 登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならない。改印したときも、同様とする。
- 2 前項の規定は、委任による代理人によって登記の申請をする場合には、委任をした者又はその代表者について適用する。

1. 印鑑を提出する者

登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ印鑑を登記所に提出しなければなりません（商登法 20 条 1 項前段）。

「登記の申請書に押印すべき者」とは、会社であれば代表者です。司法書士が代理して申請する場合は司法書士が申請書に押印しますが（P40）、この場合は、司法書士が印鑑を提出するのではなく、委任状に押印する（P41）会社の代表者が印鑑を提出します（商登法 20 条 2 項）。代表者のなりすまし防止のためですし、その後に登記申請をするのは会社の代表者ですから、司法書士ではなく代表者が印鑑を提出するんです。なお、提出の手続は、委任状を添付して司法書士などの代理人に任せることができます（商登規 9 条の 6）。司法書士が設立の登記の依頼を受けた場合は、印鑑の提出も司法書士が代理して行います。ただ、これは代理しているだけであり、あくまで提出者は会社の代表者です。

「あらかじめ」とありますが、これは設立の登記の申請と同時によいと解されてい

て、通常は設立の登記の申請と同時に提出します。

「印鑑を……提出」とありますが、印鑑（物体）自体を提出してしまったら、その後、その印鑑を使えなくなってしまいます。これは、「印影を提出する」（印鑑届書に押印して印鑑届書を登記所に提出する）という意味です。

※代表取締役が複数である場合

代表取締役が複数いる場合（代表取締役は1人でなくても構いません）、そのうちの1人の代表取締役が印鑑を提出すればOKです（登研 25IP69）。1人しか提出してなくても、その後の登記申請において、その印鑑を提出した代表取締役が申請書または委任状に提出した印鑑で押印すればよいからです。

なお、もし提出したければ、複数の代表取締役が印鑑を提出してもOKです。ただし、複数の代表取締役が同じ印鑑を提出することはできません（昭43.1.19民事甲207）。

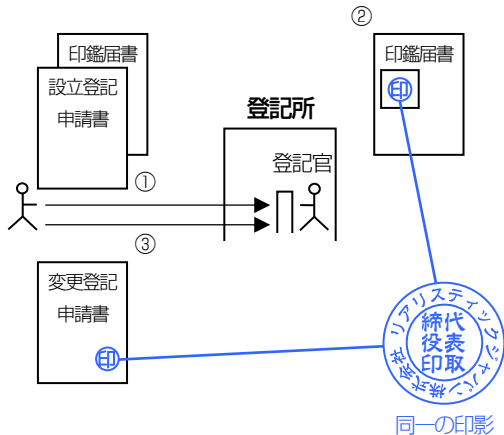
その提出者の印鑑

登記所に提出する印鑑の印影は、下記2.の図にあるようなもので、代表取締役の氏名は記載されません。しかし、あくまで**提出した者の印鑑**なのです。よって、複数の代表取締役が印鑑を提出する場合は、1人1人別の印鑑を用意する必要があります。

2. 印鑑による本人確認の仕組み

以下のような仕組みで本人確認が行われます。

- ①（通常は）設立の登記の申請と同時に印鑑（印影）を提出する
- ②提出された印影は、登記所に保存される
- ③その後、登記された事項の変更の登記などがされる。この際、登記官は「本当にこの会社の代表者なのか？」ということを確認する必要がある。そこで、会社の代表者は、①で提出した印鑑で申請書または委任状に押印する。



なお、この印鑑が、法人の実印であり、不動産登記法Ⅰのテキスト第1編第6章第4節¹の「登記所届出印」です。

*印鑑届は、論点がいくつもあるのですが、まだ序盤ですので、上記1.と2.の最も重要な本人確認の仕組みの理解に留めてください。下記3.～8.のその他の論点は、Ⅱのテキストの最後までお読みになった後にお読みください。

3. 印鑑提出者

上記1.と2.では、印鑑を提出する者の例として会社の代表者を挙げていました。それ以外にも印鑑を提出する者がいますので、この3.でみていきましょう。印鑑を提出する者は、下記(1)と(2)に分けることができます。

なお、印鑑を提出すると、原則としてその印鑑(登記所届出印)についての印鑑証明書¹の交付を請求できるので(商登法12条1項)、印鑑証明書の交付請求の可否についても併せてみていきます。

(1) 印鑑を提出「しなければならない」者

印鑑の提出がマストとされるのは、**組織のトップ**です。組織のトップが申請書または委任状に押印するので、本人確認のために印鑑を提出しておかないといけません(商登法20条)。

ex. 株式会社の代表取締役・代表執行役、清算株式会社の代表清算人、持分会社の代表社員、清算持分会社の代表清算人、外国会社の日本における代表者、商号の登記をする商人、未成年者の登記をする未成年者、後見人の登記をする後見人

これらの者は印鑑を提出し、その印鑑(登記所届出印)についての印鑑証明書の交付を請求できるのですが、印鑑証明書の交付を請求できない場合もあります。

印鑑証明書の交付を請求できる場合(○)	印鑑証明書の交付を請求できない場合(×)
①任期満了後であるが退任の登記がされていない代表取締役(登研166P54) 権利義務代表取締役もいるため(P381～383(1))、退任の登記がされていないと、まだ代表取締役であると判断されるからです。	①存続期間満了後の代表取締役(昭40.3.16民事甲581) 存続期間が満了すると清算株式会社となりますので(会社法475条1号)、代表取締役がいけないことは明らかだからです。
②代表取締役の職務執行が停止された場合の職務代行者(昭40.3.16民事甲581)	②代表取締役の職務執行が停止された場合の代表取締役(昭40.3.16民事甲

代表取締役の職務代行者は、代表取締役の職務を代行するからです（P391～392⁷⁾）。 ③代表取締役の職務執行停止および職務代行者の選任の登記がされた後に選定された代表取締役 代表取締役の職務執行停止および職務代行者の選任の登記がされた後に、代表取締役を選定することもできます（昭 47.3.28 民事甲 1335）。この代表取締役は、職務執行が停止されていませんので、印鑑証明書の交付を受けることができます。	581) 職務執行が停止されていますので（P391 の1.）、印鑑証明書の交付を受けるとマズイからです。
--	--

（2）印鑑を提出することが「できる」者

上記（1）の者と違い、この（2）でみる下記①～⑤の者は、印鑑を提出しなくても OK です。「必要だったらしてもいいよ」という者です（商登法 12 条 1 項参照）。組織のトップではないので、申請書または委任状に押印しません。しかし、銀行での手続などで印鑑証明書の提出を求められたりすることがあるので、印鑑を提出できると助かる場合もあるんです。

なお、下記②～⑤は、**経営難カンケー**という共通項があります。思い出すきっかけにしてください。

①支配人

②破産法の規定により会社につき選任された破産管財人もしくは保全管理人

③民事再生法の規定により会社につき選任された管財人もしくは保全管理人

④会社更生法の規定により選任された管財人もしくは保全管理人

破産、民事再生、会社更生の違いは以下のとおりです。

- ・破産：支払不能に陥ったため、会社財産を清算する
- ・民事再生：経営難に陥ったため、従前の経営陣で会社を再生させる
従前の経営陣で会社を立て直すのが基本なので、管財人などを選任しないといけな
いわけではありません。しかし、従前の経営陣に任せられない場合などには、裁判所
が管財人を選任することがあります。
- ・会社更生：経営難に陥ったため、裁判所に選任された管財人が会社を再生させる

「管財人」「保全管理人」は、通常はいずれも弁護士が選任されます。「管財人」が会社の財産管理などを行うのですが、「保全管理人」は管財人が選任されるまでのつなぎです。保全管理人は、管財人が選任されるまで会社の財産管理などを行うんです。

なお、弁護士法人（弁護士事務所が法人化したもの）が管財人または保全管理人に選任されることもあります。その場合、弁護士法人が職務を行うべき者（要は担当弁護士）を指名します。この職務を行うべき者（担当弁護士）が印鑑を提出して、印鑑証明書の交付を請求することができます（商登規9条5項6号、7号参照。平12.3.31民四802）。

※代表取締役の印鑑証明書の交付請求の可否

株式会社について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定または更生手続開始の決定がされた場合でも、代表取締役は印鑑証明書の交付を請求できます。なお、この印鑑証明書には、株式会社について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定または更生手続開始の決定がされている旨が付記されます（平23.4.1民商816、平12.3.31民四802、平15.3.31民四936）。

株式会社について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定または更生手続開始の決定がされても、代表取締役は退任しないからです。たとえば、破産手続開始の決定がされた株式会社の代表取締役も、株式会社の組織にかかる行為（ex. 株主総会の招集）などについては、権限を行使できるからです（最判平21.4.17参照）。

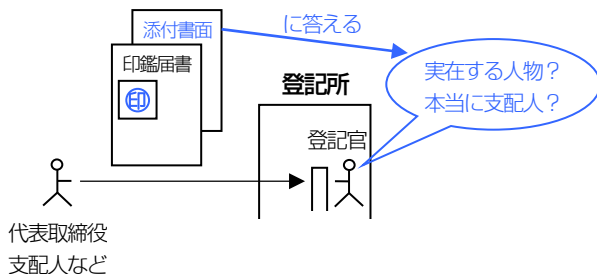
⑤外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の規定により会社につき選任された承認管財人もしくは保全管理人

4. 印鑑の提出の方法

印鑑の提出は、印鑑届書によってします（商登規9条1項柱書前段）。

しかし、印鑑届書だけだと、登記官には、提出している代表取締役や支配人などが、「実

在する人物なのか？ 本当に支配人なのか？」といったことがわかりません。よって、



以下の表のような書面を添付する必要があります。印鑑届書にも添付書面があるんです。

以下の表の添付書面をみる前提として知っていただきたいのは、**印鑑の提出は提出者自身がする**ということです。代表取締役の印鑑の提出をするのなら代表取締役が、支配人の印鑑の提出をするのなら支配人が、印鑑の提出をします。よって、登記申請をする者と一致しないこともあります。登記申請は、組織のトップがします。たとえば、支配人の登記であれば、会社の代表者や商人が申請します（Ⅱのテキスト第8編第1章第3節[2]1., 第10編第4章[5]2.）。しかし、支配人の印鑑の提出をするのは支配人です。登記所届出印は提出した者の印鑑なので（P48の「その提出者の印鑑」）、印鑑の提出は提出者自身がするんです。

印鑑証明書→作成後3か月以内

先に以下の表の共通点をまとめておくと、印鑑証明書はいずれも**作成後3か月以内のもの**でなければなりません（商登規9条5項各号）。

組織のトップが提出する場合

以下の添付書面に「印鑑届書に押印した印鑑の**印鑑証明書**」とありますが、組織のトップ（商人、代表取締役など）が提出する場合、提出者自身が印鑑届書に個人の実印または登記所届出印で押印し、その印鑑証明書を添付します。

②会社の代表者が法人である場合におけるその職務執行者（その法人の代表者に限る） これは、持分会社の代表社員が法人であり、職務執行者がその法人の代表者（トップ）である場合です。代表社員が法人だと、職務執行者が選任されます（会社法598条1項）。	・登記所の作成した法人の代表者の資格を証する書面※ 具体的には、登記事項証明書が当たります。 ・印鑑届書に押印した印鑑の印鑑証明書（登記所が作成したもの）※ 職務執行者は、代表社員である法人の代表者としてすでに印鑑届をしているので、その法人の代表者としての登記所届出印があります。それで押印して、その印鑑証明書を添付するわけです。 （商登規9条5項4号）
③後見人（法人。ex. 司法書士法人）の代表者	・登記所の作成した代表者の資格を証する書面※ 具体的には、登記事項証明書が当たります。 ・印鑑届書に押印した印鑑の印鑑証明書（登記所が作成したもの）※ 後見人が法人であれば、その法人の代表者としてすでに印鑑届をしているので、その法人の代表者としての登記所届出印があります。それで押印して、その印鑑証明書を添付するわけです。 （商登規9条5項2号）
組織のトップでない者が提出する場合	
組織のトップでない者（支配人など）が提出するので、組織のトップ（商人、代表者など）が「うちの支配人の印鑑で間違いないよ」という保証書を添付し、組織のトップの印鑑証明書を添付します。	
④支配人	・商人が支配人の印鑑に相違ないことを保証した書面 ・上記の保証書の印鑑の印鑑証明書（登記所が作成したもの）※ 商人が保証書を作成し、商人がその保証書に登記所届出印で押印します。よって、保証書と印鑑証明書を添付します。 （商登規9条5項3号）
⑤会社の代表者が法人である場合におけるその職務執行者（その法人の代表者以外の者） これは、持分会社の代表社員が	・法人の代表者が職務執行者の印鑑に相違ないことを保証した書面 ・上記の保証書の印鑑の印鑑証明書（登記所が作成したもの）※

法人であり、上記②と異なり、職務執行者がその法人の代表者以外の者（従業員など）である場合です。	代表社員である法人の代表者が保証書を作成し、代表社員である法人の代表者がその保証書に登記所届出印で押印します。よって、保証書と印鑑証明書を添付します。（商登規9条5項5号）
---	--

※**代表者の資格を証する書面**は以下の①または②の法人である場合、**印鑑証明書**（登記所が作成したもの）は以下の①の法人である場合、添付する必要はありません。

- ①印鑑を提出する登記所において登記がされている法人（商登規9条5項柱書ただし書）
 - ②印鑑届書に会社法人等番号を記載した法人（商登規9条5項柱書ただし書）
- これらの場合、登記所のほうで確認ができるからです。

5. 印鑑届出事項

印鑑提出者は、印鑑を提出する際に印鑑届出事項を届け出る必要があります（商登規9条1項柱書）。「印鑑届出事項」は、印鑑提出者によって少し異なりますが、会社の代表者であれば以下の事項です（商登規9条1項4号）。

- ①商号
- ②本店
- ③資格（「代表取締役」など）
- ④氏名
- ⑤出生の年月日

氏名や出生の年月日も届出事項なので、代表者が交替した場合、新たな代表者は印鑑届をする必要があります。これは、新代表者が旧代表者と同じ印鑑を使用する場合でも同じです（広島高判昭56.9.10）。通常の会社では、印鑑を使い回します。登記所届出印の印影は、P48の図にあるようなものであり、代表取締役の氏名は記載されていないので、使い回せるんです。しかし、それでも、新代表者は印鑑届をしないといけません。届出事項（氏名、出生の年月日など）が変わるからです。

このような理由なので、代表者が再任された場合には、印鑑届をする必要はありません（登研279P75）。再任であれば、届出事項が変わらないからです。

※印鑑届出事項について変更の登記または登記の更正をする

印鑑届出事項の中には、登記事項であるものもあります。会社の代表者でいうと上記①の商号、②の本店などです。印鑑届出事項のうち登記事項であるものについて変更の登記または登記の更正をするとき、印鑑届出事項の変更の申請や再度の印鑑届をする必要があるでしょうか。

不要です。変更の登記または登記の更正をすると、登記官が職権で印鑑届出事項を変えてくれます（商登規9条の2第2項）。親切ですね。変更の登記の申請などがされるため、登記官に明らかとなるからです。

6. 印鑑の提出が要求されない場合

登記の申請書に押印すべき者（組織のトップ）であっても、以下の①～③の場合には印鑑届が要求されません。

①会社の支店所在地において申請をする場合（商登法 20 条 3 項）

本店と支店が異なる登記所の管轄区域内にあると、支店所在地における登記もされます。よって、支店所在地において登記申請をしなければならない場合もあります。しかし、この申請の前提として、支店所在地の管轄登記所に印鑑届をする必要はありません。支店所在地における登記は、基本的に、本店所在地で登記を完了させ、その登記事項証明書を添付（または会社法人等番号を申請書に記載）して支店所在地において登記をします（商登法 48 条 1 項前段）。支店所在地の登記所の登記官は、本店所在地でされた登記をみて、それに従って登記をするだけです（Ⅱのテキスト第8編第1章第2節2.（3）（d）「支店所在地における登記の添付書面の考え方」）。つまり、本店所在地における申請が厳格に審査され、支店所在地における申請はほとんど審査がされないんです。また、代理人による申請であっても、委任状の添付さえ不要です（商登法 48 条 1 項後段）。よって、印鑑届が不要とされています。

ただし、支店所在地における申請においても、代表者または代理人が申請書に押印する必要はあります。さすがに何も押印がないわけにはいかないんです。ただ、印鑑届をしていない登記所ですので、この押印は認印によるもので OK です。

②吸収合併消滅会社・新設合併消滅会社の解散の登記を申請する場合（商登法 82 条 4 項）

吸収合併消滅会社・新設合併消滅会社の解散の登記は、吸収合併存続会社の代表者・新設合併設立会社の代表者が申請します。しかし、これらの解散の登記の申請については、審査がされません。また、代理人による申請であっても、委任状の添付さ

え不要です（商登法 82 条 4 項）。よって、印鑑届が不要とされています。

③登記の申請書に押印すべき者が外国人である場合（登研 74P37）

P377= 外国人は、申請書または委任状に署名をし、「署名証明書」（P377※）を提供する方法が認められています（昭 48.1.29 民四.821）。やはり不動産登記（不動産登記法 I のテキスト第 1 編第 6 章第 4 節⁵⁾）と同じ方法ができるわけです。印鑑という文化がない国も多いからです。

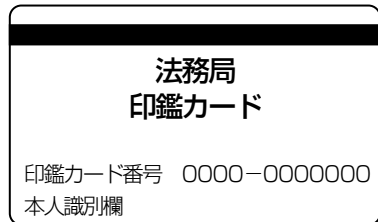
※電子申請による場合

電子申請によって設立の登記をすることは多いです。しかし、電子申請によって設立の登記をする場合でも、印鑑届をする必要があります。その後、書面申請をする可能性もありますし、印鑑届は商業登記の本人確認手段なので、登記の申請書に押印すべき者（組織のトップ）はする必要があるんです。

7. 印鑑カード

（1）印鑑カードとは？

印鑑カードとは、その所持人がそのカードで特定される印鑑を提出した者であることを証明するものです。銀行のキャッシュカードなどと同じくらいのサイズのカードです。



けっこうスゴイ

印鑑カードについては、**けっこうスゴイ**というイメージを持ってください。

たとえば、印鑑カードさえあれば、印鑑証明書の交付の請求ができます（商登規 22 条 2 項）。司法書士などの代理人がお客様から印鑑カードを預かって印鑑証明書の交付の請求をすることがあるんですが、印鑑カードさえあれば、なんと委任状が不要となります（平 10.5.1 民四.876, 平 11.4.2 民四.667）。印鑑カードって、スゴイんです。

（2）交付・承継・返納

（a）交付

印鑑を提出した者は、印鑑カードの交付を請求できます（商登規 9 条の 4 第 1 項前段）。通常は、設立の登記が完了したら印鑑カードの交付を請求します。

(b) 承継

印鑑を提出した者が、その資格を喪失したまたは印鑑を廃止した場合、その者に替わって新たに印鑑を提出する者が、印鑑カードを承継して使用することができます（商登規9条の4第3項）。代表者が替わると、登記所届出印（P54の5.）だけでなく、印鑑カードも使い回すのが通常です。

(c) 返納

印鑑カードの交付を受けた者は、以下の①～③の場合には印鑑カードを返納する必要があります。

①その資格を喪失した場合（商登規9条の5第5項本文）

代表者が退任した場合などです。ただし、上記（b）で説明したとおり、後任の代表者が印鑑カードを承継するときは、返納しません（商登規9条の5第5項ただし書）。

②印鑑の廃止（下記8.）をする場合（商登規9条の5第5項本文）

たとえば、登記所届出印を盗まれてしまった場合、悪用されてしまいますので、廃止するべきです。このとき、印鑑カードを返す必要があります。

③印鑑カードの廃止の届出をする場合（商登規9条の5第5項本文）

印鑑カードは、それさえあれば印鑑証明書の交付の請求ができたりと、けっこうスゴイものです。よって、それが恐ければ、廃止の届出をすることもできます（商登規9条の5第3項前段）。

8. 印鑑の廃止

印鑑を提出した者は、印鑑の廃止の届出をすることができます。印鑑廃止届書というものを登記所に出すのですが、以下の3つの出し方があります。

①印鑑廃止届書に登記所届出印で押印する（商登規9条7項前段）

②印鑑カードを提示する（商登規9条7項後段）

印鑑カードを提示すると、上記①の登記所届出印での押印が不要となります。

③個人の実印で押印し、その実印の印鑑証明書（市区町村長が作成したもの）を添付する（平10.5.1民四876）

上記①②の方法によることができないとき（ex. 登記所届出印も印鑑カードもなくしてしまったとき）は、他に方法がないので、この③の方法が認められています。

第5章

登録免許税

1 意義

商業登記も、登記を受けるには原則として登録免許税を納付する必要があります（登免法2条、3条前段）。不動産登記と同じです。やっぱり税金がかかるんです……。

2 課税標準・税率

1. 登録免許税の決定方法

(1) 課税標準×税率

登録免許税の額が、「課税標準」に「税率」をかけることで決まるのは、不動産登記と同じです（登免法別表）。商業登記の「課税標準」は、以下の3種類に分けることができます（「税率」は後記3.の表に掲載しています）。

①（増加した）資本金の額

ex. 株式会社の設立の登記の課税標準は「資本金の額」であり、税率は「7/1000」です（登免法別表第1.24.（1）イ）。よって、資本金の額が3000万円である株式会社の設立の登記を申請する場合、 $3000 \text{ 万円} \times 7/1000 = 21 \text{ 万円}$ の登録免許税を納付する必要があります。

②申請件数

ex. 取締役会設置会社の定めの設定の登記の課税標準は「申請件数」であり、税率は「1件につき3万円」です（登免法別表第1.24.（1）ワ）。よって、取締役会設置会社の定めの設定の登記を申請する場合、3万円の登録免許税を納付する必要があります。

③本店、主たる事務所、支店または従たる事務所の数

ex. 支店の設置の登記の課税標準は「支店の数」であり、税率は「1箇所につき6万円」です（登免法別表第1.24.（1）ル）。よって、支店の設置の登記を申請する場合、6万円の登録免許税を納付する必要があります。

(2) 端数処理

登録免許税は、10円単位・1円単位で納める必要はないため、「端数処理」ということをします。端数処理の方法も、基本的に不動産登記と同じです。

(a) 課税標準

1000 円未満の端数は切り捨てます（国税通則法 118 条 1 項）。

(b) 登録免許税

課税標準に税率をかけた額に 100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てます（国税通則法 119 条 1 項）。登録免許税の額として 10 円単位・1 円単位の金額を記載することはないということです。

2. 申請書への記載

登録免許税の額は、申請書に記載します。

課税標準の額は、上記 1. (1) ①の場合（資本金の額が課税標準となる場合）のみ記載します（商登法 17 条 2 項 6 号）。

3. 主な登記の課税標準・税率

登記によって、課税標準と税率が異なります。

主な登記の課税標準・税率は、以下の表のとおりです（登免法別表第 1.24. (1)）。

*記憶は各論で各登記を学習する中でしていただければ結構ですが、以下の表の知識は、記述では毎年出題されます。ほぼ確実に得点につながる表ですので、以下の表はコピーして、自宅のお手洗いの壁などに貼り、毎日ご覧ください。

	課税標準	税率
イ 株式会社の設立の登記（ホ・トの登記を除く）	資本金の額	7/1000
	これによって計算した税額が 15 万円に満たないときは、申請件数 1 件につき 15 万円	
ロ 合名会社・合資会社または一般社団法人・一般財団法人の設立の登記	申請件数	1 件につき 6 万円
ハ 合同会社の設立の登記（ホ・トの登記を除く）	資本金の額	7/1000
	これによって計算した税額が 6 万円に満たないときは、申請件数 1 件につき 6 万円	
ニ 株式会社または合同会社の資本金の増加の登記（ヘ・チの登記を除く）	増加した	7/1000
	資本金の額	
これによって計算した税額が 3 万円に満たないときは、申請件数 1 件につき 3 万円		

	課税標準	税率
ホ 新設合併または組織変更もしくは種類変更による株式会社または合同会社の設立の登記	資本金の額	新設合併消滅会社、組織変更をした会社または種類変更をした会社の新設合併、組織変更または種類変更の直前における資本金の額として財務省令（登免法施行規 12 条 1 項）で定める額の部分は資本金の額の $1.5/1000$ 上記の財務省令で定める額（登免法施行規 12 条 1 項）を超える部分は資本金の額の $7/1000$
	これによって計算した税額が3万円に満たないときは、申請件数 1 件につき3万円	
ヘ 吸収合併による株式会社または合同会社の資本金の増加の登記	増加した 資本金の額	吸収合併消滅会社の吸収合併の直前における資本金の額として財務省令で定める額（登免法施行規 12 条 2 項）の部分は資本金の額の $1.5/1000$ 上記の財務省令で定める額（登免法施行規 12 条 2 項）を超える部分は資本金の額の $7/1000$
	これによって計算した税額が3万円に満たないときは、申請件数 1 件につき3万円	
ト 新設分割による株式会社または合同会社の設立の登記	資本金の額	$7/1000$
	これによって計算した税額が3万円に満たないときは、申請件数 1 件につき3万円	
チ 吸収分割による株式会社または合同会社の資本金の増加の登記	増加した 資本金の額	$7/1000$
	これによって計算した税額が3万円に満たないときは、申請件数 1 件につき3万円	
ヌ 新株予約権の発行による変更の登記	申請件数	1 件につき9万円
ル 支店または従たる事務所の設置の登記	支店または 従たる事務 所の数	1 箇所につき6万円

	課税標準	税率
ヲ 本店もしくは主たる事務所 または支店もしくは従たる事 務所の移転の登記	本店もしくは 主たる事 務所または 支店もしくは 従たる事 務所の数	1箇所につき3万円
ワ 取締役会、監査役会、監査等 委員会もしくは指名委員会等 または理事会に関する事項の 変更の登記	申請件数	1件につき3万円 ワ→「〇〇会（等）」 このワは、すべて最後に「会」（または 「等」）がつく機関についての登記です。
カ 取締役、代表取締役もしくは 特別取締役、会計参与、監査役、 会計監査人、指名委員会等の委 員、執行役もしくは代表執行役 もしくは社員または理事、監 事、代表理事もしくは評議員に 関する事項の変更（会社または 一般社団法人・一般財団法人の 代表に関する事項の変更を含 む）の登記	申請件数	・ 資本金の額が1億円超え → 3万円 ・ 資本金の額が1億円以下 → 1万円 1億円を超えているかは、登記申請日には なく、役員等の変更日、つまり、実体の変 更日を基準とします。 カ→「役員等カンケー」 会計監査人、執行役、代表執行役、社員、 理事、監事、代表理事、評議員なども含む とおり、この「カ」はかなり広いです。よ って、私は、この「カ」は「役員等カンケー」 と呼んでいます。
ヨ 支配人の選任の登記または その代理権の消滅の登記	申請件数	1件につき3万円
レ 会社または一般社団法人・一 般財団法人の解散の登記	申請件数	1件につき3万円
ツ 登記事項の変更、消滅または 廃止の登記（これらの登記のう ち上記のものを除く）	申請件数	1件につき3万円
ネ 登記の更正の登記	申請件数	1件につき2万円
ナ 登記の抹消	申請件数	1件につき2万円

※一の申請書による申請

商業登記では、1つの会社の登記であれば、一の申請書で（1件で）2以上の登記の申請をすること（一括申請）が基本的に問題なく認められます。不動産登記は、1個の不動産ごと、1個の権利ごとに申請するのが原則でした。そのほうがわかりやすく、誤った登記がされることが少なくなるからです。—— 不動産登記法Ⅱのテキスト第5編第11章¹⁾1. しかし、商業登記は、1つの会社の登記であれば、一の申請書で（1件で）してもわかりにくくなりません。その会社だけのハナシですから。

この場合の登録免許税は、以下のようにになります。

①（増加した）資本金の額が課税標準の登記

上記の表に従ってそれぞれの登記の登録免許税の額を計算し、その額を合計します。

ex. 資本金の額が1000万円増加する募集株式の発行の登記と、資本金の額が1000万円増加する準備金の資本組入れの登記を一の申請書で（1件で）申請する場合の登録免許税は、 $1000 \text{ 万円} \times 7/1000$ （登免法別表第1.24.（1）ニ）+ $1000 \text{ 万円} \times 7/1000$ （登免法別表第1.24.（1）ニ）=14万円となります。

②申請件数が課税標準の登記

上記の表の同じ区分に属する場合は、1件分の登録免許税で済みます（昭 29.4.24 民事甲 866）。

ex. 取締役会設置会社の定めの設定の登記、監査役会設置会社の定めの設定の登記、資本金の額が1億円の株式会社の取締役の就任の登記および監査役就任の登記を一の申請書で（1件で）申請する場合の登録免許税は、4万円となります。内訳は、以下のとおりです。

- ・ 3万円（登免法別表第1.24.（1）ワ） ← 取締役会設置会社の定めの設定
監査役会設置会社の定めの設定
- ・ 1万円（登免法別表第1.24.（1）カ） ← 取締役の就任
監査役就任

取締役会設置会社の定めの設定の登記と監査役会設置会社の定めの設定の登記は、同じ区分（ワ）なので、 $3 \text{ 万円} + 3 \text{ 万円} = 6 \text{ 万円}$ とはならず、3万円で済むわけです（取締役の就任の登記と監査役就任の登記も同じ区分です）。同じ区分であれば、いくつの登記でも1件分の登録免許税で済むので、一気に申請できるとお得ですね。

このように、その登記がどの区分に属するかで登録免許税の額が変わりますので、どの登記がどの区分に属するかを記憶する必要があります。

登録免許税の税率の記憶のコツ

- ・上記の表の「ツ」が圧倒的に多いので、「ツ」以外を明確に思い出せるようにしてください。明確に思い出せるようにしていない登記は「ツ」ということです。
- ・株関連の登記は、増資を除いてほとんど「ツ」です。

③本店、主たる事務所、支店または従たる事務所の数が課税標準の登記

ex. 支店を2つ移転した旨の登記を申請する場合、3万円（支店1個）+ 3万円（支店1個）= 6万円の登録免許税を納付する必要があります（登免法別表第1.24.（1）ヲ）。

第6章

添付書面

商業登記の申請は、P40のような申請書を登記所に提出してしますが、それだけでは信用できません。そこで、添付書面も提出する必要があります。具体的にどのような書面を添付するかは各登記ごとに説明しますが、この第6章では、添付書面の考え方を説明します（おまけとして原本還付の制度も説明します〔下記³⁾〕。

添付書面は、大きく下記¹⁾と下記²⁾の2つのことを証するために提出します。

1 申請の内容が真実と合致すること

真実に合致する事項を公示する必要がありますので、これが添付書面で証することの中核です。真実と合致することを証する書面としてよく出てくるのは、以下の条文に規定されている書面です。

商業登記法 46 条（添付書面の通則）

- 1 登記すべき事項につき株主全員若しくは種類株主全員の同意又はある取締役若しくは清算人の一致を要するときは、申請書にその同意又は一致があったことを証する書面を添付しなければならない。
- 2 登記すべき事項につき株主総会若しくは種類株主総会、取締役会又は清算人会の決議を要するときは、申請書にその議事録を添付しなければならない。

特によく出てくるのが、（まだ学習していない用語が多いですが）**取締役の過半数の一致があったことを証する書面**（商登法 46 条 1 項）、**株主総会議事録**、**取締役会議事録**（商登法 46 条 2 項）です。会社法で「取締役が決定しろ」「株主総会で決議しろ」「取締役会で決議しろ」などと規定されていることが多いので、その決定・決議をしたことを証するために、これらの書面を添付するんです。

添付書面の基本的な考え方

ここで、添付書面の基本的な考え方を列挙しておきます。まだ各登記を学習していないので、「ふ〜ん」という程度に眺めておいてください。この後、何度も参照箇所としてここを示しますので、その度に戻ってきてください。

①必ずしも登記事項のすべてを証する書面が要求されるわけではない

不動産登記の権利に関する登記では、ほぼすべての登記の申請に登記原因証明情報

の提供が要求され、登記原因を証する必要があります（不登法 61 条）。

しかし、商業登記では、登記事項のすべてを証する書面が要求されるとは限りません。以下の 3 点から、登記の真正がある程度確保されているからです。

- ・商業登記には登記義務がある（P37）
- ・事前に提出した登記所届出印を押印して申請する方法で本人確認が行われる（P48～49 の 2.）
- ・商業登記には原則として登記期間の期間制限がある（P37～38 の 3.）

②登記事項でないことを証する必要はない

当たり前といえば当たり前ですが、登記すべき事項を証する書面が添付書面です。

③プラス要素があることを証する必要はあるが、マイナス要素がないことを証する必要はない（プラスを積み上げていく発想）

マイナス要素がないことまで証しては、キリがないからです。

ただし、登記記録から確認できるマイナス要素がある場合は登記できません。

ex. 取締役会がないのに、監査役会を設置することはできません（会社法 327 条 1 項 2 号。P266 **ルール 4**）。

④登記事項そのものではなく、1 つ前を添付する必要がある

たとえば、定款記載事項が登記事項となることがよくあります。このときに添付するのは、定款ではなく、定款変更を決議した特別決議の要件を充たす**株主総会議事録**です。

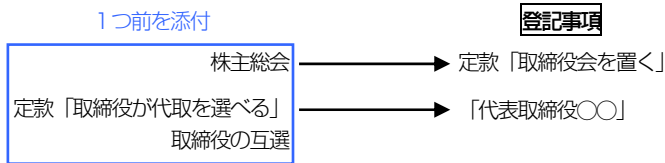
ex1. 取締役会を置くという定款変更をした場合、取締役会設置会社の定めの設定の登記を申請します。このときに添付するのは、定款ではなく、定款変更を決議した特別決議の要件を充たす**株主総会議事録**などです。

それに対して、「〇〇ができる」という定款規定があったうえで、株式会社がその〇〇をし、登記事項が発生することもあります。このときには、**定款**も添付します。

ex2. 非取締役会設置会社においては、定款で「代表取締役を取締役の互選で定められる」とあれば、取締役が自分たちで代表取締役を選べます。この定款規定に基づいて取締役が代表取締役を選んだ場合、代表取締役の就任の登記においては、**定款**および**取締役の互選を証する書面**などを添付します。

「ex1. と ex2. の何が違うの？」と思われたかもしれません。要は、登記事項そのものではなく、1 つ前を添付するんです。添付書面は、登記事項を「証する」ものなので、1 つ前なんです。ex1. は定款の記載事項自体が登記事項です。それに対して、ex2.

は定款の記載事項が登記事項ではありません。「代表取締役を取締役の互選で定められる」という定款規定があったとしても、取締役が代表取締役を選ぶのが10年後であっても構いません。



⑤「公告」「通知」の添付書面の考え方

株主などに「通知をしたことを証する書面」は添付書面にならない

株主が何万人もいる株式会社もあります。その場合に、何万枚もの配達証明書を持ってこられても、登記官が困るからです。ただ、通知をしたことを証する書面を添付書面として要求したとしても、何万枚もの配達証明書は要求しないでしょうから、これはあくまで記憶のための大げさな理由づけです。



【株主などに対する公告または通知の場合】

会社法で、公告または通知をしなければならないと規定されていることが多いです。

→この場合、「公告をしたことを証する書面」も「通知をしたことを証する書面」も添付書面になりません。

通知でも公告でも構わないので、株式会社が通知を選択し、何万枚もの配達証明書を持ってこられたら登記官が困るからです。



【株主などに対する公告および通知の場合】

公告および通知をしなければならないと規定されていることも多いです。

→この場合、原則として「公告をしたことを証する書面」が添付書面になります。

何万枚もの配達証明書は持ってこなくてよいが、「公告をしたことを証する書面」は持ってこいということです。

2 登記の申請が権限を有する者によってされていること

1. 代理人の申請権限を証する書面

本人（会社の代表者など）かどうかの確認は、第4章（P47～57）で説明しましたとおり、事前に印鑑（印影）を提出し、その印鑑（登記所届出印）で申請書または委任状に押印することで行います。

本人申請だと、本人しかいませんので、この本人確認のみでOKです。しかし、代理人申請の場合は、代理人の申請権限を確認する必要があります。それを証する書面が「委任状」です（商登法 18 条）。不動産登記と同じ仕組みですね。

2. 委任状の記載事項

商業登記の委任状は、以下のようなものです。意外と記載事項が少ないのですが、それは「申請書の作成」などは1の「変更登記を申請する一切の件」に含まれるからです。しかし、その下の2の権限は特別に授權を受ける必要があるため、わざわざ記載しています。下記③で説明する原本還付の請求は、特別に授權を受ける必要があるので（商登規 49 条 4 項）。これは、不動産登記と異なる点です。不動産登記の任意代理人は特別に授權を受けることなく原本還付の請求ができるので、不動産登記の委任状には原本還付についての記載がありませんでした。—— 不動産登記法 1 のテキスト第 1 編第 6 章第 6 節③実際の書面を見よう 10

実際の書面を見よう 3 —— 委任状

委 任 状 東京都新宿区大久保一丁目 1 番地 1 号 司法書士 法 務 太 郎 私は、上記の者を代理人と定め、以下の権限を委任する。 1. 当会社の資本準備金の資本組入れによる変更登記を申請する一切の件 2. 原本還付の請求及び受領の件 令和 2 年 6 月 28 日 東京都新宿区新宿一丁目 1 番 1 号 リアリスティックジャパン株式会社 代表取締役 秀英 一郎	 
--	---

3 原本還付

1. 意義

原本還付：添付書面の原本の還付を請求すること（商登規 49 条 1 項）

商業登記にも，不動産登記と同じく原本還付の制度があります。—— 不動産登記法 1 のテキスト第 1 編第 6 章第 11 節²

2. 原本還付請求の方法

原本還付を請求する添付書面については，その原本とともに，「原本に相違ない」旨を記載した謄本（コピーのこと）を提出します（商登規 49 条 2 項本文）。登記官は，この請求に基づいて書類を還付したときは，添付書面の謄本，申請書または還付請求書に原本還付の旨を記載して押印します（商登規 49 条 3 項）。

【株主総会議事録の謄本】

株主総会議事録

原本に相違ありません
新宿区大久保一丁目 1
番地 1 号
司法書士法務太郎 ㊞

3. 原本還付が認められる場合と認められない場合

（1）原則

添付書面の原本還付は，請求できるのが原則です（商登規 49 条 1 項）。商業登記では，不動産登記と比べて，原本還付の請求が広く認められています。

ex. 印鑑届書に添付した印鑑証明書も，原本還付の請求ができます（平 11.2.24 民四379）。印鑑届書に添付する印鑑証明書については，P51～54 の 4. で説明します。

（2）例外

ただし，以下の場合には，商業登記でもさすがに原本還付の請求ができません。

・電子申請（いわゆる半ライン申請を除く）の方法により登記申請をする場合

P42①の純粋な電子申請のハナシです。純粋な電子申請の場合には，データで添付情報を送信するため，添付情報のデータは申請人の手元に残っています。P42②のいわゆる半ライン申請の場合が除かれているのは，いわゆる半ライン申請の場合，添付書面を書面で提出するからです。

あなたの熱意 辰巳の誠意

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>
大阪本校：〒530-0027 大阪市北区堂山町1番5号三共梅田ビル8階 TEL06-6311-0400（代表）